

令和6年12月玉川村議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年12月10日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（12名）

1番	小針善誠君	2番	堀越美保君
3番	佐久間福男君	4番	円谷兼一君
5番	岩谷幸雄君	6番	大羅将君
7番	須藤安昭君	8番	林芳子君
9番	飯島三郎君	10番	三瓶力君
11番	石井清勝君	12番	小針竹千代君

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大越健一	会計年度任用	須藤智恵子
------	------	--------	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	須釜泰一君	副村長	丹内一彦君
教育長	岡崎寛人君	総務課長	須田潤一君
企画政策課長	添田孝則君	住民税務課長 兼会計管理者	塩澤春美君
健康福祉課長	坂本敬君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	塩田敦君
地域整備課長	高林浅輝君	教育課長	小針武彦君
公民館長	小針達夫君	遊水地 対策室長	溝井浩一君

---

◎開議の宣告

○議長（小針竹千代君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（小針竹千代君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（小針竹千代君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

---

◇ 円谷兼一君

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員の発言を許します。

〔4番 円谷兼一君登壇〕

○4番（円谷兼一君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました1件について質問させていただきます。

村民が健康であるための取組について。

全国的に、そして玉川村においても、高齢化や社会環境の変化に伴い、がん・糖尿病・心臓病などの生活習慣病が増加傾向にあります。また、介護を必要とする高齢者は増加しているが介護をする人材が不足しており、大きな問題となっております。

介護を必要としない高齢者については、健康を守り、維持し続けることが重要であり、そ

の体制づくりが必要と考えますが、本村ではまだまだ進んでいないように思われます。

また、健康であっても免許返納したことにより移動手段が確保できずに、地域の活動に参加できなかつたり外出の機会が減ってしまい、地域とのつながりが薄れてしまうなどの要因を持った方々が多くいます。

これらのことを今後どうすれば解決していけるか、早急に考えていかなければならない時期に来ていると思います。

そこで、次の5点について伺います。

1、今年の10月に集団健康診断が実施されましたが、昨年度と申込み方法が変更され、診断時間や人数の区割りが行われたことにより、スムーズな流れで、とてもすばらしい健康診断だったと思います。

昨年度までは、保健協力員が取りまとめなどを行い、その報酬として総額100万8,000円が支出されましたが、今回のオンラインと電話での受付によるシステムは、どのくらいの経費がかかったのか伺います。

2点目、集団健康診断に係る昨年度と今回の実施者数について伺います。

3点目、年に1回の集団健康診断での結果により、村民の健康状態は把握できていると思いますが、その後の健康状態を把握できる活動はあるのか伺います。

4点目、村民の健康状態を把握するための個別訪問体制は整備されているか伺います。

5点目、高齢者、免許返納者、体の不自由な方などのために、無料の送迎バスやワゴン車などを運行して、保健センター等で定期的に健康チェックとコミュニケーションができる体制をつくれぬか伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 改めましておはようございます。

4番、円谷議員のご質問にお答えをいたします。

村民が健康であるための取組についてであります。本村では、令和6年3月に策定した村健康増進計画、第3次元気なたまかわ健康21計画に基づき、「健康で元気に村民一人一人が幸福を実感でき、みんなで支え合う村づくり」を基本目標として、ライフステージに合わ

せた健康づくりを目指して各種健康施策を推進しております。

3点目のその後の健康状態を把握できる活動につきましては、健康診査結果を基に、要指導と判定された方を対象とした保健指導や生活習慣改善教室を実施しており、改善が必要とされた数値の変化等の把握を行っております。

また、要精密検査と判定された方については、精密検査の結果が医療機関から村へ報告され、個々の経過の把握に努めております。さらに、国民健康保険加入者においては、診療報酬明細書で受診状況を確認し、必要に応じて保健指導等を実施しております。

4点目の戸別訪問体制の整備につきましては、行政区ごとに保健師の担当地区を決めており、必要に応じて事業担当保健師と連携し、戸別訪問を実施しております。

また、高齢者については、地域包括支援センターが中心となって随時戸別訪問を実施しており、健康状態等に心配のある方については、本人の同意を得た上で村保健師と情報を共有しながら個別に対応をしております。

今後も関係機関と緊密に連携を図り、引き続き個々の状況に対応したきめ細やかな支援の実施に努めてまいります。

5点目の定期的な健康チェックとコミュニケーションができる体制づくりにつきましては、現在、各地区の高齢者健康サロンや健康推進ルームで実施しているリハビリ教室において、送迎希望者に対し、シルバー人材センターに運転業務を委託して送迎を実施しております。

高齢者健康サロンやリハビリ教室は、参加者同士のコミュニケーションの場となっており、必要に応じて運動指導士や保健師による相談業務や各種支援も実施をしております。

また、今年度から、地域おこし協力隊としてコミュニティナースを1名採用し、村保健センターを活動拠点に高齢者健康サロンや各地区で実施している小規模サロン等において、参加者の血圧測定や各種相談業務を行い、住民と行政のかけ橋として、健康増進活動を積極的に推進しております。

今後も引き続き高齢者健康サロン等において、いわゆる交通弱者への送迎サービスを行うなど、身近な地域で健康づくりに取り組める場や機会の拡充を図ってまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、健康福祉課長から答弁をさせていただきますので、ご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） お答えいたします。

1点目のオンラインと電話による健康受付システムに関する費用につきましては、オンラ

イン費用が325万3,800円、コールセンター費用が214万6,100円、合計539万9,900円で、全額委託料となっております。なお、オンライン費用につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しております。

2点目の集団健康診査に係る受診者数につきましては、特定健康診査は令和5年度が423名、令和6年度が357名、後期高齢者健康診査は令和5年度が267名、令和6年度が264名、各種がん検診は複数受診により延べ人数で、令和5年度が1,690名、令和6年度は1,543名となっております。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の再質問となりますが、オンラインに係る費用は国の交付金を活用したとのことですが、その補助の割合はどのくらいなのか伺います。お願いします。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） オンライン費用に係る部分につきましては、2分の1が交付金の対象となっているところでございます。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） 分かりました。

もう一つ、保健協力員の廃止した経緯はなぜか、なぜ予約制にしたのかを伺いたいと思います。課長、お願いします。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） まず保健協力員を廃止した経緯についてですが、保健協力員につきましては、これまで健診の意向調査票や保健福祉に関する住民アンケートの配布や回収、健診カルテの配布など、受診勧奨のために大きな役割を果たしてきましたが、令和6年度からの健診申込み方法のデジタル化、さらに個人情報の取扱いに対する住民意識の変化、また、核家族化による戸別訪問の困難さなどの地域における社会情勢の変化等によりまして、これまでの役割を保健協力員が担うことが困難になった、これが廃止となった原因となっております。

また、予約制に変更した理由についてですが、完全予約制にすることで、健診のスケジュールから予約管理、健診実施、問診集約、結果通知まで一連の健診運営が効率化される点、さらに運営側としましては、受診予定者数を把握することで、会場での待ち時間の緩和、さらに受診者枠に合わせた健診バスの配置が可能となる点、また逆に、受診者側としましては、

予約時間を厳守することで待ち時間なくスムーズに健診を受けることができるなど、これまで抱えてきました諸課題を解決するために、今回の予約制に変更したものでございます。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） 分かりました。

今の答弁と少し同じ意味になるかもしれませんが、受付システムの導入のメリットとデメリットを教えていただければと思います。お願いします。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） 受付システム導入のメリット、さらにデメリットですが、まずメリットにつきましては、時間や場所に制限されることなく、受診者本人がパソコンやスマートフォンで簡単に予約を行うことが可能となり、予約した情報につきましては、随時、保健センターにありますデータベースに自動更新されまして、一元管理が可能となります。

また、ウェブ予約の際に事前問診ができることで健診当日の問診が不要となりまして、時間短縮につながることで、スムーズに受診へ移行することができるようになります。

そのほかに、受診者へのプッシュ通知によりまして、受診忘れを防ぐことも可能となる点がメリットとなっております。

デメリットにつきましては、パソコンやスマートフォンを使い慣れていない高齢者にとりましては、ウェブ予約をすることが難しかったり、手間に感じてしまうことが考えられます。そのために電話による予約も同時に導入したところでございます。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） それでは、これは先に聞いておかなくははいけなかったかもしれませんが、オンライン健診と電話の受付件数は何件だったか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） まずオンラインと電話の受付件数につきまして、まず、オンラインの件数が94件、電話予約の件数が578件でございました。そのほかに保健センター職員による予約が238件でございます。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） 分かりました。

それでは、昨年度と比較して受診者が減った理由は何かというところをお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） 昨年度と比較しまして受診者が減った理由につきましては、まず、病院等で行います施設健診、こちらの申込み者が増加しましたことから、集団健診から施設健診に変更された方が増えたところでございます。

施設健診が増加した背景としましては、今年度から全世帯に健診ガイドを配布しましたことで健診事業への理解、関心が向上したことが考えられます。

また、健診の予約申込みを面倒に感じて健診を受けない、このように判断してしまった方が少なからずいたと考えております。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） 分かりました。

それでは、スマートフォンとかウェブ上での予約なんですけれども、その辺で、LINEの登録者数をもっともっと増やすことと、ウェブ予約のやり方を今から取り組む必要がないかを伺います。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） まずLINEの登録者数を増やすこととウェブ予約のやり方を今から取り組む必要ないかというご質問でございますが、まず、村の情報発信の手段としまして、現在、毎月の行政区の回覧や村の公式ホームページ、公式LINE等でそれぞれ周知しているところでありまして、今回の住民健診につきましても、こちらの公式LINE等を活用しております。

登録者を増やすためには、魅力ある情報の発信が必要不可欠でありまして、今後も引き続き登録者の増加に向けまして、各種媒体を活用しまして周知を図ってまいりたいと考えております。

また、ウェブ予約につきましては、慣れない操作等で苦慮された高齢者のご意見、こちらでも直接お聞きしておりますので、定期的を実施しております高齢者の健康サロン、さらに老人クラブの各種会合等におきまして、今後も周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） LINEの未登録者数は高齢者だけでない、それとは限りませんので、登録増加に向けてさらなる働きかけをお願いしたいと思っております。

続きまして、3点目の再質問させていただきます。

年1回の集団健診だと症状が表れない病気が発生した場合に、手後れになるおそれがある

ため、年に2回以上実施する考えはあるか伺います。よろしくお願いします。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） 集団健診を年2回以上実施する考えはあるかのご質問でございますが、例年、住民健診につきましては6日間連続で集団健診を実施しております。終了後に、例年12月の日曜日に1日限定の追加の集団健診を実施しているところでございます。今年につきましても、今年の日曜日の12月15日に実施する予定となっております。

したがいまして、現在、集団健診につきましては年2回実施しておりますし、来月の1月15日の土曜日に婦人科健診としまして、子宮がん、乳がん、骨密度等を追加日程により保健センターにおいて実施する予定となっております。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） 年2回、10月に行ったような規模だとコストがかかると思いますので、今言われたような活動をまめにやっていくことが大切だと思われまますので、よろしくお願いいたします。

4点目の再質問に移ります。

戸別訪問はどの程度の頻度、どういう基準で実施するのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） まず、戸別訪問につきましては、健診終了後に健診結果で緊急対応が必要な方や、保健指導が必要な方、病院受診勧奨が必要な方に対しまして、随時、その都度実施しているところでございます。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） 戸別訪問は、多分それほどの頻度といいますか、戸数は回れないと思いますので、いろいろな面で考えていかななくてはならないと思います。その辺を加味して活動していただければよいかと思ひます。

次に、5点目の再質問をさせていただきます。

計画的な送迎サービスの体制が不可欠ですので、ぜひとも実現させていただきたいと思ひますが、村長の考えを伺ひます。よろしくお願いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 円谷議員の再質問にお答えをいたします。

今、計画的な送迎サービスの体制ということでありますけれども、今いわゆる交通弱者の

皆様方、高齢者でしたり免許を返納された方々を対象とした、いわゆる交通弱者の皆さんを対象とした支援策の一環として、議員もご承知かと思いますが、高齢者等QOL向上サービス実証事業の一つとして、御用聞きサービス事業というものを実施しております。

あらかじめ登録をしていただきまして、その要望に応じまして個別に、例えば、医療機関へ行く、役場へ来て手続をする、買物をするとか、そういうものに対しまして対応するような体制を組んでいるところでございます。

これにつきましては、実証事業ということで今行っておりますので、定期的に関係者が集まって、その現在の課題について何が問題なのかとか、どうすれば解決できるかという部分についていろいろと協議をしているところでございまして、その中身といいますのは、役場内では企画政策課、そして健康福祉課、あと当事者、実行者でありますひつじ百貨店の担当と社会福祉協議会の包括支援センターなどが集まりまして、どうすることがいいのかという部分について検証をしながら、一番いい形について今検討を進めておりますので、我々といったしましても、村民の皆さんがしっかりとしたそういう生活ができるような支援体制の構築につきましては、これからも研究してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） 分かりました。

いろいろなサービスを行っていると思うんですけども、村長が説明された事業等はとても素晴らしい事業でございます。

今現在をもっと掘り下げてみますと、御用聞きサービスもそうなんですけれども、その中でも頻繁に利用される方とされない方の割合をちょっと、どのぐらいかはわからないんですけども、多いと、サービスを受けないというか、依頼をするというのがあんまりないと聞いております。ですので、金銭的に、1回頼むのに1時間1,000円なんですけれども、その辺で依頼しにくいというところもあるので、その辺も加味して、これからは受けられない方が多いかもしれませんので、計画的な無料送迎サービスの体制をつくっていただけることを望みます。よろしくをお願いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 円谷議員のご意見に対しまして私の考えを述べさせていただきたいというふうに思います。

今まさにご指摘いただいた点につきましては、先ほど言いました定例会におきましても課題の一つとして挙げられておりまして、登録者数は現在75名の方に登録をいただいております。

す。それを体制的には2人が実質的に回していますので、なかなかその全てのものに対応し切れないという部分もありますし、1人の方がたくさんやってしまうことによって、新しい方がサービスの提供を受けることができないというようなことも出ているのは現実問題としてありますので、そういう方につきましては、しっかりとまずは受け止めさせていただきまして、どうすべきなのかという部分については、検討してまいりたいと思います。

その1つが、自治体ライドシェアとか何かという部分の動きなんかもありますので、1つは、国の動きをしっかりと注視していきたいと思いますし、国と協議をすることによって、どのように進めていけば、村としても対応できるのか、例えば75人の登録があると申しあげましたけれども、実際に対応する人が少ないと、自治体ライドシェアみたいなものが進んでいけば、その実際に運転業務をやる人の部分についても登録していただきまして、サービスを提供する側に入っていただくということも一つの方法としては考えられると思いますので、あらゆる手段につきまして検討した上で、どういう形が玉川村として一番いいのか、玉川モデルという部分についてこれからもしっかりと考えていきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） ただいまの答弁、とても心強い答弁でございましたので、今後そのようなサービスを受けたいという方が多分おられると思います。

ただ、依頼をしないでいる方がいらっしゃいますので、そういうのをもっと情報発信するなり、登録者数を増やすなりしていったら、一番いいのは無料サービスというふうにさせていただきたいんですけども、それができないのであれば、乗合タクシーとかという、もう格安で運用できる、それ福祉に対してもそうですけれども、この観光ビジネスといいますか、そういうのにも利用できるかと思っておりますので、その辺を実現できるようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小針竹千代君） これをもって、4番、円谷兼一議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 大 羅 将 君

○議長（小針竹千代君） 次に、6番、大羅将議員の発言を許します。

〔6番 大羅 将君登壇〕

○6番（大羅 将君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、前もって通告をしておきました2件について質問させていただきます。

1件目の携帯電話の電波状況改善についてでございます。

令和6年8月13日に第33回玉川夏祭りが盛大に開催されました。村内外から多くの方が来場され、たまかわ文化体育館付近は大いに盛り上がりおりました。

その一方で、携帯電話の電波状況が悪く、家族や友達と連絡が取れず、暗く人が多い中、家族を探し回り、夏祭りを楽しめなかったなど、携帯電話がつながりにくいことへの不安や不満の声が数多くありました。

同施設だけではなく、認定こども園たまかわクックの森、道の駅たまかわ、東野の清流など、公共施設や観光スポット、また電波が受信できない地域や道路区間もあり、イベント時だけではなく、日常の生活にも支障が出ていると考えます。

このまま電波状況が改善されなければ、万が一の際の連絡や、関係人口や交流人口、移住定住を推進しているにもかかわらず、携帯電話の不感地帯、いわゆる圏外になる場所があるようでは、住んでよかった、選んでよかった玉川村という言葉に疑問を感じてしまいます。

本村でも4大キャリア、NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルが不便なく使用できるよう、課題解決に向けて関係事業者へ積極的に働きかけをしてほしく、次の4点について伺います。

1点目は、携帯電話の電波状況調査を実施しているのか伺います。

2点目は、携帯電話の不感地帯の改善に対する取組について伺います。

3点目は、携帯電話が使えない場合の対処方法について伺います。

4点目は、今後、本村としての方向性について伺います。

2件目ですが、公衆無線LANサービスについてでございます。

村では、公衆無線LANサービス、T a m a k a w a - F r e e - W i F i が令和4年度から開始されており、スマートフォン等でSNSやメールでの認証を行えば、誰でも無料でインターネットを24時間接続することができます。

しかし、接続できる場所が限られており、クックドームたまかわ文化体育館の敷地内とたまかわ観光交流施設、森の駅 y o d g e の2か所のみ。その他の公共施設に関しては、それぞれ違うSSIDを使用しており、その都度接続を行わなくてはいけない状況にあります。

また、玉川村役場に関しても一般の人が使えない、W i - F i 自体がないという状況です。自治体が無料W i - F i を導入することの一つの効果として、観光客の増加があります。

関係人口や交流人口、訪日外国人にとっても無料Wi-Fi整備が必要と考えます。

そのほか、災害発生時の効果的な通信や住民サービス向上の効果にもつながり、様々な使用方法ができます。

公衆無線LANサービスなどのWi-Fiの環境整備は、村民だけではなく、関係人口、交流人口、移住促進にも必要だと考えます。

本村の整備促進と拡充を強化してほしく、次の5点について伺います。

1点目は、公衆無線LANサービスの現状について伺います。

2点目は、玉川村役場や避難所への整備状況について伺います。

3点目は、公衆無線LANサービスの周知方法について伺います。

4点目は、その他の公衆施設のSSIDの一本化の予定について伺います。

5点目は、今後の公衆無線LANサービスの方向性について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 6番、大羅議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の携帯電話の電波状況改善についてであります。3点目の携帯電話が使えない場合の対処方法につきましては、Wi-Fiが整備されている場所であれば、Wi-Fiに接続していただくことにより、メール等による連絡や情報収集が可能となります。

また、一部のスマートフォンでは、携帯電話やWi-Fiの電波が届かないところであっても衛星通信を使用した緊急通報が可能なサービスの提供が開始されています。

なお、通信事業者では利用者ユーザーからの電波改善要望のみを受け付けており、個人がご利用の通信事業者へ相談し、電波改善機器の設置等により電波状況が改善される場合がありますが、村といたしましても、各通信事業者に対し、引き続きアンテナ設置等の改善の要望を強く行ってまいります。

4点目の今後の方向性につきましては、電波状況の情報把握に努めるとともに、快適に利用できるよう、通信事業者に対し、引き続き電波状況の改善について働きかけを行ってまいります。

次に、2つ目の公衆無線LANサービスについてであります。2点目の玉川村役場や避

難所への整備状況につきましては、役場庁舎については業務利用のための無線LANが整備されており、今後一般開放に向けて検討してまいります。

指定避難所については、たまかわ文化体育館、ふれあいセンター、たまかわ観光交流施設、すがまプラザ交流センターが整備済みとなっております。玉川村就業改善センター、保健センターについては、役場庁舎同様、業務利用のための無線LANが整備済みであり、今後一般開放に向けて検討をしてまいります。また、各学校においては、教室等の整備について完了しております。

4点目のSSIDの一本化につきましては、SSIDを統一することで、無料で利用できる公衆無線LANを探ることが容易となり、利用者の利便性向上につながるほか、情報発信力の強化が見込まれることから、既存利用者への影響等を考慮しつつ、SSIDの一本化へ向けて検討を進めてまいります。

5点目の公衆無線LANサービスの方向性につきましては、新規整備については住民や観光客の利便性向上、災害等の通信確保など、様々な観点から整備の必要性を判断してまいります。

また、整備済みの公衆無線LANについては、前述のSSIDの一本化のほか、利用時の認証方法の変更など、利用者の利便性向上が図られるよう進めてまいりたいと考えています。

その他のご質問につきましては、企画政策課長から答弁させていただきますのでご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） お答えいたします。

1点目の携帯電話の電波状況改善についてであります。1点目、電波状況調査につきましては、平成29年度に居住地域を対象に調査を実施しております。

調査の内容といたしましては、居住地域内において、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクによる携帯電話サービスが全て利用できない、圏外となってしまう地域の有無を調査したものであります。

調査の結果、居住地域内においては、いずれかの通信事業者の電波が受信可能であり、圏外となる地域はありませんでした。

2点目の不感地帯の改善に対する取組につきましては、圏外となってしまう場所以外にも電波が弱く、実用に堪えない場所が存在していることは認識しており、各通信事業者に対しアンテナ設置等の改善の要望を行っております。特に、認定こども園、たまかわ文化体育館周辺は、利用者も多いことから重点的に要望しており、通信事業者による電波調査や電波改

善機器の設置等を行い、認定こども園の事務室やたまかわ文化体育館の事務室、図書室については部分的に改善しております。

次に、2つ目の公衆無線LANサービスについてであります。1点目の公衆無線LANの現状につきましては、クックドームたまかわ、観光交流施設森の駅yodgeで提供しておりますTamakawa-Free-WiFiへの接続端末数は、令和6年4月から10月までの7か月で5,719台となっており、1日当たりの平均接続端末数は26.7台となっております。

また、玉川夏祭りが開催された8月13日の接続数は146台となっており、村民の方々などにご活用をいただいているものと考えております。

3点目の公衆無線LANサービスの周知方法につきましては、各施設において接続に必要な情報を掲示しているほか、一部施設ではスマートフォン等のカメラで撮影することで、接続が可能となるようQRコードも掲示しております。

また、クックドームたまかわ及びたまかわ観光交流施設につきましては、村ホームページでもお知らせしております。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） それでは、再質問をさせていただきますが、1点目の携帯電話の電波状況の改善について、まず、1点目の電波状況の調査についてであります。

先ほどの答弁の中で携帯電話の電波状況調査については、平成29年に実施したとありますが、過去にも実施したことがあるのか。また、今後調査をする予定があるのかをお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 電波状況の調査に関しましては、過去にあるのかということだったんですけれども、平成29年まで毎年行っていたのが実情です。平成29年を境に各携帯事業者、アンテナの設置があったことによって、全て圏外となる地域がなくなったというのを平成29年に確認しているというところでございます。

今後、電波調査するのかというおただしなんですけれども、村内に居住する区域においては、いわゆる携帯キャリア事業者のいずれかが入る状況でありますので、総務省の定義にのっとった調査としましては、村内に圏外の地域はないというふうになっております。そのため、村が業務として実施する電波状況調査を今後実施する予定はございません。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 毎年、調査を実施していて、今後ないというところなんですけど、今回の質問の背景や経緯でも言っていますたまかわ文化体育館周辺及び認定こども園たまかわクックの森周辺は調査の対象内なのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） たまかわ文化体育館周辺や認定こども園周辺についてですが、村でも職員や施設の利用者から電波がつながりにくいということは聞いており、把握はしております。

村が独自に調査を実施し、ふだんの利用は無論のこと、防災、観光の面などからも、Wi-Fiの設置は必須だろうということで設置するに至ったという次第でございます。

調査しているのかという問いに対しては、独自で調査をいたしましたというところがございます。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 独自で調査されているというところなんですけれども、今回、居住地域だけを対象として調査をしているというところなので、道路とか不感地帯、いわゆる圏外となるところの調査は今後どのような考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 道路とのご質問なんですけれども、こちらにつきましては、村道、各所の規模と見比べまして、相当な予算規模になるであろうと考えられます。現時点では我々としては行う予定はないので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 次に、2点目の携帯電話の不感地帯の改善に対する取組なんですけれども、先ほどの答弁の中では、外ではなく認定こども園の事務所内だったりとか、たまかわ文化体育館の事務所付近、そして図書館が部分的に改善したというお話があるんですけども、これは4大キャリア全てが改善したという認識をされているのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 電波改善機器の設置によって部分的に改善しておるのは、一部のキャリアのみです。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 続いて、3点目の携帯電話が使えない場合の対処方法について再質問をさせていただきますが、衛星通信を使用した緊急通報が可能なサービスが提供されている

ことは認知しております。

しかし、電波というものは目に見えず、いつの間にか圏外になってしまい、使えなくなっている、ないしは連絡が来ないというような形で、いざというときに使えることができません。この場所は、電波が通じにくいのでW i - F i が接続できますといったような、村内の電波がないときの対応が一目で分かるようなマップとか、周知をする考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） マップにつきましては、まず携帯電話各社より電波状況のマップは公表されております。民間キャリアのアンテナの設置状況によって日々更新されているというような状況だと存じます。電波マップについては、公共、村として作成するという考えは現在のところございません。

しかし、公共W i - F i 、 T a m a k a w a - F r e e - W i F i の使用可能場所といった情報は村民の方々に広く周知しなければならないと考えますので、分かりやすい広報を検討してまいります。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 現在、利用者から電波改善の要望を各キャリアへ相談すると、電波材、改善機器の設置はできますが、やはり、今、一部分というところの改善しかなくておらず、そして家の外からの電波を収集したりとか、そういうふうな改善しかできておらず、村全体の抜本的な改善にはつながっていかないと考えております。

引き続き、電波状況改善の働きかけを行っていただき、快適に不便なく使える日が一日でも早く来るよう取り組んでいただきたいと思います。

それでは、1件目の質問は終わらせていただき、次の2件目の公衆無線LANサービスについて再質問をさせていただきます。

まず、1点目の公衆無線LANサービスの現状について再質問をさせていただきますが、T a m a k a w a - F r e e - W i F i は、令和4年度から7か月で5,000台以上、そして1日平均で26台以上と、村民の利用や、たまかわ観光交流施設森の駅 y o d g e では村内だけではなくて村外の方も利用していると考えます。この数は多く感じまして、W i - F i の必要性があることが分かりました。

現在、T a m a k a w a - F r e e - W i F i は2か所設置とありますが、それぞれのアクセスポイント数についてお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 2か所です。クックドームたまかわにつきましては5台、森の駅 y o d g e は8台となっております。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 今アクセスポイント数の数が森の駅 y o d g e 8台、クックドームが5台というところなんですけれども、これなぜ聞いたかといいますと、夏祭りではクックドーム周辺では140台以上の接続数があったと先ほどの答弁であったんですが、同時接続可能台数や推奨接続台数というのはどうなっているのか、不便なく使えるのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） T a m a k a w a - F r e e - W i F i を提供しているアクセスポイントの同時接続台数については、メーカー側から上限の公表はされていないというのが実情ですが、平均して1台当たり60台の接続が可能な機器だというふうに認識しております。不便をかけることのない数値であると今のところは思っている次第でございます。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 次に、2点目の玉川村役場や避難所への整備状況についてなんです、現在、業務利用のため玉川村役場や保健センターなどで無線LANが整備されているのは理解はしております。

今後、一般開放をしたときに、業務への支障等が出る可能性等はあるのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 一般開放した場合の業務に支障はどうかというようなことなんです、技術的な問題としては、軽微な設定変更を行うことで公開は可能であるというふうに思っております。

アクセスが集中した場合の通信速度低下なども考えられるところではございますが、特にアクセスポイントの性能はよいこと、機器がよいということは聞いておりますので、支障は生じないものと考えている次第です。

○議長（小針竹千代君） 大羅将議員。

○6番（大羅 将君） ぜひ支障がないように、一般開放も取り組んでいただきたいと思います。

続いて、3点目の公衆無線LANサービスの周知方法なんですけれども、現在、玉川村のホームページでは言語選択ができて、いろいろな外国の方が言語を選択できるということになっておりますが、各施設でフリーWi-FiやWi-Fiを整備しているところでも、外国人の方が分かるように掲示がされているのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 現在は日本語のみで周知を行っている状況です。

ただ、フリーWi-FiやSSIDといった表示は万国共通でございますので、分かるかなとは思っておりますが、今後、外国の方が旅行に来られた際などに分かりやすい表示を検討してまいりたいと存じます。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 喜多方は施設に行った段階でフリーWi-Fiがあるとか、Wi-Fiがあるというところが分かりますが、Tamakawa-Free-WiFiについては、今ホームページ等で掲載をされており、細かいところまで周知をされていますが、たまかわ文化体育館やアーバンスポーツたまかわ、玉川村複合型水辺施設の乙な駅たまかわなどでは、その場に行かないとWi-Fiがあるか分からないような状況です。

これらを何か1ページないしは一目で分かるように、ホームページ等にWi-Fiマップみたいな形で載せることはできないのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 答弁の中でも申しましたように、今後検討していきたいというふうに考えておりますので、いわゆるマップなるものができた際にはそういった形で計上したいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） なぜこのような現象が起きてしまうかというのは、SSIDがそれぞればらばらだというのが今回の、今話をしているところなんですけれども、4点目のその他複合施設のSSID一本化というところについて再質問させていただきます。

現在、玉川村ではWi-Fiができる場所はだんだんと増えていると感じます。しかしWi-Fiが増えれば増えるほど、いいことなんですけれども、その反面、その場所、場所で接続が必要になってまいります。そこでSSIDの一本化ということを要望しているのですが、現在そのQRコードを読み取るだけの場所だったり、SSIDとパスワードを入力が必要な施設があったり、それに加えてTamakawa-Free-WiFiのように、SN

Sまたはメールでの認証が必要なものと、いろいろな違いや区分がされていると思うんですが、これはなぜなのでしょう、お伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 本村にある関係施設で一般に公開、提供されているW i - F iの種類についてなんですけれども、村がサービスを提供しているものは3種類ということで、観光防災W i - F i、T a m a k a w a - F r e e - W i F i、もう一つが業務用のW i - F iということになっております。

それぞれS S I Dの違いというものがございます。認証につきましては、認証要る、要らないについては、総務省のW i - F i 提供者向けセキュリティー対策の手引、これに基づいて利用者の把握が困難な場所については、認証を求めますというのが規定されておりますので、その規定にのっとって認証されているということでございます。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） S S I Dの一本化というのは、関係人口、そして交流人口、住民サービスの向上にある程度、こう早めに対策が必要と考えておりますが、今後スケジュールというのはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 今後の方向性につきましては、役場などのW i - F i一般開放のほかS S I Dの統合、すぐに検討していきたいというふうに考えております。

ただ乙な駅たまかわやアーバンスポーツたまかわは、指定管理者の民間さんのほうで設置しているという状況にございますので、少し協議をしながら、統一化に向けて検討してまいりたいと存じます。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 最後に、5点目の今後の公衆無線L A Nサービスの方向性について再質問させていただきますが、日常生活の利便性の向上は必要というのはありますが、一番は災害時だと考えております。

災害時の通信確保が必要不可欠かと考えておりますが、今後災害が起きた場合、どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 災害起きた場合というような質問ですが、まず当然ですが、村の防災無線、県や村の防災アプリにて村民への情報提供は可能であると考えております。

災害時に相互通信を行うためにはというところだと思いますので、災害時には認証なんかが省略される00000 JAPAN（ファイブゼロジャパン）は、ご存じのところだと思うんですけども、それをTamakawa-WiFi、既存のWi-Fiで提供する、使用するということも技術的にできますので、そういった形で対応できればというようには考えております。

ただ、Tamakawa-WiFiへのQRコードの掲示などを増やしていくということも大切なことだと思いますので、周知に努めてまいりたいと存じます。

○議長（小針竹千代君） 6番、大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 公衆無線LANは、住民だけではなくて観光客、そして本地外国人まで利用するものです。

災害時の通信確保など、問題が起こる前に対応していただきたく思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小針竹千代君） これをもって、6番、大羅将議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休議とし、10分間休憩いたします。

（午前11時07分）

---

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）

---

◇ 須 藤 安 昭 君

○議長（小針竹千代君） 次に、7番、須藤安昭議員の発言を許します。

7番。

〔7番 須藤安昭君登壇〕

○7番（須藤安昭君） ただいま議長より発言の許可がありましたので、さきに通告しておきました内容について質問いたします。

他町村における不祥事案件を踏まえた本村での対応について。

他町村において、幾つかの不祥事が発生しております。他人事としないで現状を把握し、課題の有無、対策がなされているか、明らかにすべきと考えます。

村民に対し、玉川村では問題ありませんと言えるように、他町村での失敗事例を他山の石として教訓にし、改めて法令遵守、事務手続の再確認を行い、さらに自己研さんに心がける必要があると思います。

事例1、石川町で発生した官製談合、入札妨害、贈収賄事件を受け、本村での対応について伺います。

1、例として、道路工事が計画された場合、計画、入札、供用までの事務及び手続の流れはどうなっているか。

2、一連の事務及び手続の中で、石川町で発生した事件はどこにどのような問題があったのか把握しているか。

3、玉川村として発生しないよう、どのような対策を取っているか。

4、入札参加業者はどのように決定されるのか。

5、設計価格、予定価格はどのように決定されるのか。

事例2、平田村での指定金融機関職員による公金不明事件を受け、本村での対応について伺います。

6、当日収納分の納付書と現金は、どのように管理しているのか。役場以外の窓口での管理はどのようになっているのか。

7、事件の内容を把握し、玉川村では発生しないように対策を取ったか。

8、指定金融機関への管理、監督、情報交換はどのようにしているのか。

事例3、平田村の会計管理者による公金横領事件を受け、本村の対応について伺います。

9、この事件を受けて、管理体制の点検や見直しを行ったか。

10、各種団体の事務局、会計を役場職員が担当するケースがあると思うが、現金、通帳、印鑑の取扱いに対し、どのような指導や点検、管理をしているのか。

以上です。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 7番、須藤議員のご質問にお答えをいたします。

他市町村における不祥事案件を踏まえた本村での対応についてであります。2点目の石川町の問題点につきましては、健全な組織運営には、トップに対してもしっかり物が言える風通しのよい職場環境が必要であり、日頃からのコミュニケーションの構築やチェック機能の充実、強化が重要であると考えております。

報道等によりますと、町長及び担当課長、担当者しか知り得ない情報が入札前に漏えいした、いわゆる官製談合による入札妨害であり、しかも町長から情報が漏れたということですが、おただしのどこにどのような問題があったのかにつきましては、検証結果の全てを確認しておりませんので、詳細には把握しておりませんが、一般的には、チェック機能や倫理感、コンプライアンスの欠如が一因であると考えられると思います。

3点目の玉川村としての対策につきましては、入札制度は、競争性や透明性、公平性、公正性が大前提であることから、機会あるごとに職員一人一人にコンプライアンスに対する意識やモラルを高めるよう指示をしております。

5点目の設計価格、予定価格の決定方法につきましては、設計価格は、工事担当者が積算または工事によっては、業者に委託して納品された設計書を担当課で審査をした上で、設計価格としており、予定価格は設計価格を基に、入札直前に村長である私が決定することとしております。

7点目の事件の内容把握と対策につきましては、村出納機関と指定金融機関との間における公金管理事務については、法令や村の財務規則、交付金事務取扱に関する契約に基づき、常時適正に実施しているところでありますが、改めて公金の管理について注意喚起を行い、今回の事件に対する当事者意識を持ち、不正行為が生じないように、また、不正行為を見落とさないよう、相互チェック体制のさらなる強化に努めることを確認をしております。

8点目の指定金融機関への管理、監督、情報交換につきましては、地方自治法施行令の規定により、会計管理者は、指定金融機関等について定期及び随時に公金の収納、支払い等の事務が適正に処理されているか検査しなければならないとされていることから、毎年指定金融機関へ出向き、関係帳票等に係る検査を実施し、公金収納等の適正な管理がなされていることを確認しております。

また、定期的に情報共有や必要な協議を行うことで、相互の連携強化を図っているところであります。

9点目の管理体制の点検や見直しにつきましては、今回の不祥事が発生した要因は、公金等を扱う公務員としての倫理意識やモラルの欠如にあると思われませんが、危機感やチェック

機能の欠如などが原因でもあると考えられます。

本村における職員の公金管理においては、やむを得ず現金を保管する必要がある場合には、カードキーにより施錠可能な金庫等で保管し、厳重な管理を行っております。

また、今回の事件を受け、法令遵守や危機管理の再徹底を図るため、全職員に対し、改めて公金管理についての自覚を促すとともに、公金取扱い事務におけるチェック体制の強化について、庁議等の場において全庁的に指示したところであります。

その他のご質問につきましては、副村長及び担当課長等から答弁させますので、ご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 副村長。

○副村長（丹内一彦君） お答えいたします。

4点目の入札参加業者の決定方法につきましては、各課からの選考内申書の提出を受けまして、私が会長となっております指名委員会におきまして、委員となっている4名の課長の意見を聞いた上で、慎重に審議し、決定しております。

10点目の各種団体事務局等を担当する場合における現金等の取扱いにつきましては、任意団体の事務を担当する場合の事務及び会計取扱いに関する留意事項を定め、職員へ周知するとともに、毎年、任意団体の会計年度終了後、その担当する任意団体の会計処理状況等について私に報告し、確認を受けることにより、公金の適正かつ効率的な事務処理の確保を図っているところでございます。

また、各種団体等に対する補助金の交付に当たっては、公益性の確保や評価体制の確立が求められていることから、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担の在り方等についても検証し、あるべき補助金等への転換を図れるよう、引き続き検討を行ってまいります。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） お答えいたします。

1点目の道路工事の計画から供用までの流れにつきましては、まずは道路整備の構想を検討し、次に道路整備の基本的な計画を策定後、地権者などを対象に説明会を開催し、了承を得た後に、必要な用地を測量して事業用地を確定し、道路整備に必要な用地を購入いたします。

用地取得完了後、実施設計、起工伺い、入札指名委員会への内申、入札指名委員会で入札する参加業者等を決定し、入札を執行いたします。

入札後に落札者との間で工事請負契約を締結し、その後に工事着手、工事完了後に竣工検査を実施しまして、供用を開始するという流れになっております。

○議長（小針竹千代君） 会計管理者。

○住民税務課長兼会計管理者（塩澤春美君） お答えいたします。

6点目の納付書と現金の管理につきましては、村出納機関における当日収納分につきましては、現金及び納付済通知書ともに指定金融機関が収納し、その日の収納金を取りまとめて作成しました日計表に領収済通知書を添えて、翌日村出納機関に引き継がれることとなっております。

また、役場以外の窓口での収納につきましては、収納代理金融機関窓口やコンビニエンスストア及び共通納税等によるものがあり、後日、指定金融機関へ収納されることとなっております。

○議長（小針竹千代君） 7番、須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、事例1なのですが、入札を実施し、議会の議決を後に契約という流れになると思いますが、議会の議決を必要としない契約もあると思います。そのところの線引きはどのようになっているのか。あわせて、年間に何件くらいあるのかお尋ねします。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの質問でございますが、入札後に議会の議決を得る金額といたしましては、地方自治法並びに村の条例で規定しており、5,000万以上の工事請負契約、また、動産の買入れ等につきましては、700万以上の契約について議会の議決を得ることとなっております。

議会の議決要件につきましては、皆さんにお諮りしていますので件数等をご存じかと思いますが、その他の入札につきましては、かなりの数がございます。ここで何件というような正確な件数は、お答えはできませんが、100件近い数の契約があると思われま。

○議長（小針竹千代君） 7番、須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） ただいま100件以上あるだろうということで答弁をいただきましたが、これ、いわゆる随意契約ということなのかなと思いますが、透明性を図るために決算特別委員会等で何をどこに幾らで契約したかと、そういった内容を提示すべきではなかろうかなと、そのように思いますが、どうでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

契約方法には、議員おただしのように、まずうちの今、村で実施しておりますが、指名競争入札というのがメインとしてやっておりますが、例外的な分につきましては、自治法の施行令で、その項目に該当する案件につきましては随意契約が認められております。

それは、1つには金額的なものがございまして、予定価格等で一定程度の金額の範囲内であれば、それは随意契約に付すことができるということになっておりますので、ある程度、いわゆる小さい金額の部分で、本当に修繕に近いものについてはすぐ対応しなくてはならない部分もありますから、入札に付すのではなくて随意契約で行っているという事例がござい

ます。

そしてさらに、随意契約施行令の規定に従いまして随意契約とした場合であっても、単独随契にする場合については、さらにその単独とするその理由を明確にした上で実施をしておりますので、そういう意味では、答弁させていただいたとおり、透明性、公正性、そして公平性、そして競争性というものについても担保しているのかなというふうに思います。

ただいまの決算審査特別委員会等に対して決算資料として提出するというお話をいただきましたが、全ての事業になってしまいますと、その随意契約の分も含めまして全てとなってしまうと、かなり膨大な量になってしまいますので、現時点におきましても、一定程度の工事につきましては、お示ししているかと思っておりますので、そこにつきましては、現時点におきましては、現在どおりの取扱いということでご理解いただければというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 7番、須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） 今の答弁については了解しました。

それから、事例3、（9）番の再質問ですが、この事例の当事者は、金庫や鍵や、あるいは現金を管理する管理職の犯罪であったということでございます。

その対策の一つとして、チェック体制の強化という答弁がありました。具体的に誰がどのようにチェックするのかお尋ねいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

チェック体制の強化という部分につきましては、これは基本的に組織として動いておりますので、例えば担当者が行っている事務につきましては、係長でとか課長がチェックいたしますし、さらに契約案件であれば、その額等によりまして、総務課長なり財政サイドのほう

がチェックするというような規則になっております。さらに、副村長、そして最終的には私が最終的なチェックをさせていただくようになっております。

そういう中におきまして、後、不正が生じないように、例えば最終的には公印扱う人と意思決定する人については別にしておくとかという、そういう物理的な部分における管理も徹底しておりますので、そういう意味では、チェック体制の強化ということを進めているのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（小針竹千代君） 7番、須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） 分かりました。

それから、同じく事例3なんですけれども、新聞によりますと、口止めをされたが、上司に報告をして発覚した。それから、ギャンブルの穴埋めに使ったというような報道がありました。

玉川村では職員数が少ないので、内部通報制度は適用されないとは思いますが、それに代わる仕組みと申しますか、そういったものが必要ではなかろうかなと思っておりますけれども、そういったことを検討する考えはありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

内部通報制度に代わるものということでございますが、これは先の答弁でもお答えをさせていただきましており、やっぱりその風通しのよい、そういう職場づくりというのがとても大事なんじゃないかなというふうに思います。

上に対しましても、もし違っている方向に進むのであれば、それは遠慮なく下の者が上に対してそういう意見が言えるとか、あとトップの考え方というものがしっかりと各一人一人職員に伝わるとか、そういう風通しのよさというのがまず第一だと思います。

さらには、風通しをよくすることによりまして、そういう指摘した職員に対して不利な状況にならないような、そういう体制もできるかと思っておりますので、現時点におきましては、内部通報制度に代わる、そういうその制度的なものについての構築という部分については考えておりませんが、そういうその実際としてそういうことが確保できるような、そういう取組にはしっかりと力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 7番、須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） ただいまの答弁と少し重なる部分はあるんですが、倫理観や意識やモラルを高めるという答弁がありました。職員あるいは業者、あるいは住民からの情報、さ

らには家庭状況の把握、そういったことにより不祥事の未然防止が図れるのではないのかなと、そのように思います。

内部統制や内部牽制ということもありますけれども、そういった部分の見直しだとか、あるいは充実、そういったことを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

まさに議員がおただしのおりだというふうに常々考えているところでございます。

私はトップといたしまして、常にそういうご意見に耳を傾けるようにしておりますし、一つ一つのそういう村民の皆様方のご意見でしたり周りの方のご意見につきましては、一つ一つしっかりと丁寧に受けるようにして村政運営に当たっていきたいというふうに考えております。

そういう中で、職員の状況という部分につきましては、それを把握することは、とても大事な視点だというようなことも認識しております、例えば内部的な資料になってしましますが、職員についての職員調書というのを作成し、一人一人職員調書を作成し、それを我々幹部が持つことによりまして、例えば、その家族状況でしたり、家族の健康状況についてもしっかりと把握するようにしておりますし、さらには、何かがあった場合、例えば職員がちょっと具合が悪くなったとか、あとは家族が具合が悪くなったとか、そういう情報につきましてもしっかりと上げていただいて、少なくとも幹部職員については、それを情報共有を図るようにしております。

これはコロナのときにそういう情報共有が必要だということで、そういう体制づくりといえますか、そういう運営方法、管理方法を進めてまいりましたので、そういう意味では、職員の状況でしたり、家族も含めた、健康状況も含めた在り方の部分につきましては、しっかりと我々も把握しているというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 7番、須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） 議員としてもチェック機能を十分に発揮してまいりたいと、そのように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小針竹千代君） これをもって、7番、須藤安昭議員の一般質問を終わります。

ここで休議とし、昼食といたします。

（午前11時44分）

---

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◇ 林 芳 子 君

○議長（小針竹千代君） 次に、8番、林芳子議員の発言を許します。

8番。

〔8番 林 芳子君登壇〕

○8番（林 芳子君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問について伺います。

1番に、玉川村における今後の指定管理者制度の運用についてお伺いいたします。

平成15年の地方自治法の一部改正によって、公の施設の管理運営については、限定された範囲の法人に対してのみ契約に基づいて認められていた管理委託制度に代わって、地方公共団体が出資する団体に限らず、一般に営利法人も含めた民間事業者であっても設置者である地方公共団体が議会の議決を経て、指定管理者が行政処分権限も含めて包括的に管理運営業務を代行することを認める指定管理者制度が導入されました。このことによって、従来の管理委託制度は指定管理者制度に一本化され、地方公共団体は、直営か指定管理にするかの選択をしなければなりませんでした。

当時は民間に移行することによってサービスが向上し、コストダウンが図られる合理的な制度であるとの観点から、多くの公共団体がこの制度を導入しました。

本村においても、公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例によって多くの施設にこの制度を導入しました。しかし、指定管理者制度の制定当時と現在を比較すると、その取り巻く状況は大きく変わっていることから、指定管理の期間が終了する施設が出てきていますので、これまでの経過を踏まえ、準備がなされるものと思います。

そこで4点にわたって質問させていただきます。

1つ目に、選定方法及び審査委員会の在り方についてです。

現在、本村では指定管理者の指定については、地方自治法の法令に基づき、玉川村の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び条例施行規則、玉川村指定管理者選定審査委員会設置要綱の3つの例規に沿って行われております。

審査委員会設置要綱の中で、委員は副村長を委員長として、関係する9つの課の課長、その他必要に応じて学識経験者及び専門官、村長が必要と認めるものとあります。

本村の指定管理者の選定は、令和3年度のy o d g eから一般公募によるものでありますが、選定方法に他の市町村と違うところはあるのか、違うところがあれば差し支えない範囲で結構ですがお聞きしたい。

また、審査委員会の委員は、選考の透明性を高めるために民間の有識者を入れて選定するお考えはないかお聞きしたい。

2つ目に、これまでの検証についてです。

令和4年3月に総務省自治行政局行政経営支援室で公の施設の指定管理者制度の導入等に関する調査結果の発表があり、その中に平成30年4月2日から令和3年4月1日までの間に全国の市町村において2,543施設の取消しがあり、そのうち241の施設が指定管理者の経営困難等による撤退、これは指定取消しということです。また、指定期間の満了をもって管理を取りやめた施設が1,723施設、そのうち24.8%が費用対効果、サービス水準の検証結果によるものとの事例が報告されております。

また、令和6年4月26日付で同じく総務省自治行政局経営支援室課長補佐が令和4年の発表を踏まえ、新たな発表をしております。

近年の資材価格や人件費が上がり、採算が確保しにくい状況となっており、管理経営費の削減により、住民サービスの提供の質が低下することのないよう指定管理料の設定等に対応する必要があると思います。

これまでの状況を踏まえて、今後どのような観点で検証、検討していくのかお尋ねいたします。

3番目に、公募及び再認定についてです。

本村の指定管理者の応募については、1社もしくは共同企業体としての応募が見受けられ、管理者となっております。しかし、今後の経営状況等に照らし合わせると、任期満了再認定時に応募者がいない場合も考える必要があるかと思われま。

今後及び再認定の応募者がいない場合の対応はどのようにするのかお尋ねいたします。

また、施設を1つにまとめたグループ制にしているのかと思われるが、施設によっては多

くの方が参入しやすいような、また、全体では大変でも1つの部分に特化したことならやってみたいとなるような、細分化するほう考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

4番目に、指定管理者による指定管理施設の自主企画事業について。

本村の指定管理されている施設において指定管理者が行っている事業は、利用者を増やすための手だてとして、また観光PR、交流人口の拡大に必要と思われるので、どのようなものがあるのか、その内容と実績についてお尋ねいたします。

以上4点、よろしくお願ひいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 8番、林議員のご質問にお答えいたします。

玉川村における今後の指定管理者制度の運用についてであります。1点目の指定管理者の選定方法及び審査委員会の在り方につきましては、選定方法については、総務省発出の指定管理者制度についてにおいて指定管理者制度のプロセスが示されており、条例制定から管理開始まで本村の指定施設もこれに沿った形で行われております。

本村では、指定管理予定の施設について個別に指定管理公募要項等を策定し、多くはプロポーザル方式により公募を行い、同時にプロポーザル審査委員会を設置し、応募者から企画案や事業計画案等を提出があった後に、応募者のプレゼンテーションも含めたプロポーザル審査会を実施しております。

他市町村との違いについては、本村の特徴として、透明性や公平性、公正性を確保し、広く公募情報を提供し、その際に選定手続や審査基準まで公表していること、また、プロポーザル審査会に住民の方、施設目的に応じた専門家や学識経験者、関係団体、組織の長などを委員として委嘱して審査を行っており、個々の施設目的に応じた形で、公平性、公正性、透明性を確保し、審査委員を選定できる仕組みとしており、固定メンバーが全ての審査を行うようにはなっていないことも特徴的な審査委員の選出法であると考えております。

これらの審査を実施した後に、庁内の副村長をトップとする指定管理者選定審査委員会を経るという二重の審査を行い、選定された民間事業者等を指定管理者候補として議会に議案として提案し、議決後に指定管理者として指定し、管理方法等の詳細について協定を締結することとしております。

庁内の選定審査委員会に民間有識者等を入れることについては、必要に応じ、これまでも y o d g e の選定委員に玉川村観光物産協会長、そして地元四辻区長を入れた経緯もありますので、必要に応じ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、公平性、公正性、透明性の確保の観点から、プロポーザル審査の結果から指定管理者の決定まで全て村ホームページ等において公表をしております。総務省が示す指定管理者制度のプロセスでは、管理開始後の事業報告を年1回、年度末に行うこととされておりますが、本村の森の駅 y o d g e、アーバンスポーツたまかわ、乙な駅たまかわにおいては、月に1度、運営側と定例会を開催し、事業状況や問題点、改善の報告等を受けて検証を行い、その結果については、毎月開催している庁議において情報共有を図ることとしており、また、それぞれの役割に応じて迅速に対応できるような体制を取っておりますので、これも他市町村には見られない特徴であると考えております。

次に、2点目のこれまでの検証につきましては、1点目でも申し上げましたとおり、月に1度の運営側との定例会を実施して細かな検証を行っております。しかし、議員ご指摘のとおり、近年の資材高騰や人件費高騰等による経営への影響なども考えられますので、指定管理の協定締結期間の終了前あるいは年度ごとの協定において、経営的な検証も含め必要な検証を行い、指定管理料の設定を行ってまいります。

次に、3点目の公募及び再認定につきましては、公募の際に応募者がいない場合の対応については、想定の話についてお答えすることは難しいのですが、一義的には村が直接運営することになると考えております。

したがって、指定管理の公募に当たっては、総務省の調査結果にもありますように、コスト上昇への対応や指定期間の長期化の検討、年度協定による最新労務単価の反映、管理施設内での収益事業の展開、設備故障や事故等のリスク分担方法等、様々な事象を勘案しながら指定管理者公募の条件や要求水準書を策定する必要があると考えております。

また、指定管理範囲の細分化については、指定管理はあくまでも施設全体の管理運営を手がけることとなっており、サービスの向上や管理経費の節減が主な目的であります。

今後も時代に合った様々な形により、民間活力を生かした施設運営、施設管理の在り方を調査研究してまいりたいと考えております。

次に、4点目の指定管理者による自主企画事業につきましては、各行政区の集会所やふれあいセンター、消防屯所等の指定管理者による事業については、施設機能の目的に沿った事業をそれぞれの行政区や各組、社会福祉協議会、消防団等において展開をしております。

施設にはそれぞれ設置目的があり、その目的の達成、施設管理運営のためには、一般的に指定管理者による自主的事業は欠くことのできないものとなっております。

たまかわ観光交流施設森の駅 y o d g e については、株式会社による運営となっており、宿泊のほか自主事業としてカフェレストランの運営等を行っており、昨年度は4,307名の利用がありました。また、ウエディング事業については、昨年度2組の方が利用されております。

そのほか、ピザ作り体験や野山の散策体験、フラワーアレンジメント、そば打ち、バームクーヘン作り、サウナ、まき割り、たき火、溪流釣りなど複数の体験事業があり、昨年度は930名の方が参加をしております。

玉川村アーバンスポーツ施設については、一般社団法人による運営となっており、BMX やスケートボードなど、昨年度は3,016名の利用がありました。

また、自主事業では、自転車関連用品販売のほか、地域おこし協力隊と連携して、村内の子供たちを対象とした自転車教室を開催しております。

そのほか、空港公園内でのスキルパークたまかわ運営、散策路を活用したトレイルコース運営、レンタサイクル、各種自転車関連イベント運営等を実施しております。

玉川村複合型水辺施設乙な駅たまかわについては、株式会社2社による管理運営となっており、テナントによるベーカリーカフェ、ステーキハウス、クラフトビール醸造所が事業展開をしております。

今後、醸造所見学やクラフトビール作り体験、木工等の工作体験、各種体験型のイベント等を実施していく予定としております。

玉川村緑地等利用施設、いわゆる玉川村生産物直売所については、株式会社による管理運営となっており、農林水産物、花木、民芸品等の受託販売、飲食物の提供等を行う施設となっております。

道の駅を活用した各種イベントの開催や店舗展開を実施しており、昨年度の来場者数は16万4,865人となっております。

玉川村農産物加工施設については、株式会社による運営となっており、農産物加工品の製造や農産物の加工に関する技術の普及指導、人材育成を行っております。昨年度の利用回数は延べ620回となっており、年々利用者は増加しております。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） それでは、再質問に移らせていただきます。

ただいま、いろいろ答弁いただきましたが、全部合わせて質問させていただきます。

1つ目ですが、村では公の施設に係る公募した指定管理者に対し、指定管理料を毎年支払いしていると思いますが、その財源は当然一般財源からの支出だと思います。予算書等を見ると、単年として書いてあるものと書いていないところがあったんですが、実績からすると、毎年多分5年契約とか、今だと乙な駅たまかわ以外は5年の契約だと思いますので、その辺は、本当は予算書の中に全部指定管理料とかの項目を入れないといけないと思うんですが、委託料として書いてあるところもあったので、その委託料と指定管理料の違いをどのように分けて書いているのか、単なる記載ミスなのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

予算書の作りなんですけど、いわゆる節の部分については、委託料になっておりますので、その記載ミスとかなんかではなくて、科目的には委託料です。ただ、その表記の仕方の部分について、それぞれ担当課のほうで書いておりますので、はっきりと何々施設の指定管理料とかって書くと分かりやすいんだと思いますが、そこがそうじゃなくて、委託の中に盛り込まれているのもあるかもしれませんので、そこはちょっと確認させていただきまして、書き方の部分についてはちょっと研究してみたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 今の答弁で大丈夫なんですけど、なぜかという、項目の一番最後のところありますね、普通でいうと備考欄みたいなところ。そこに指定管理料幾ら、こぶしの里加工施設運営管理委託として、こぶしの里へ委託料800万、こぶしの里管理料250万、これはトイレとか駐車場の管理として出しているということになっているって、それが委託料として載っていたんですよ。

だから、そうすると、こぶしの里に1,050万出していることになると思うんですけども、その辺がどういうふうになっているのかなというのもあったものですから。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをいたします。

確かに指定管理の部分と通常の委託の部分とは違う部分がありますので、科目的には委託料という節の中に入ってしまいますので、そこは書き方として、指定管理料として幾らなのか、通常の管理委託、トイレの中の管理する分もありますので、そういうところは幾らなのかとかというのがありますから、そこは分かるように予算、これから令和7年度の予

算編成に入っまいますので、庁内といたしましても統一した、そういう記載の方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） そのような多分、予算書の関係もありましたので、その辺の質問をさせていただきます。

それと、次なんです、指定管理者制度の趣旨からすると、民間団体による主体的な管理ということが趣旨かなと思います。

民間に委託するとなると、業務委託、指定管理者制度による委託の2つがあると思うんですが、その使い分けを明確にすることが必要かなと思うんですけれども、どのようにそれは考えているのでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをいたします。

議員お話しのとおり、指定管理はまさに民にできることは民でということで、当時の小泉内閣の骨太改革路線の一環といたしまして、地方自治法の改正を行う中で2003年9月から施行されたものでありまして、それで、よく問われますのは、通常の委託と指定管理の違いは何なんだという部分なんですけれども、単純に物を管理するだけでしたら、それは委託で十分なんですけれども、そうではなくて、一体的な部分で施設を管理しながらも、そこでサービスも提供していくとか、そういうトータル的な部分が考えられるものにつきましては、やっぱりその民間のそういうそのノウハウを生かすことによって、1つは費用を安価で、そして質の高いサービスを提供できるという考え方がありますので、そういうトータル的な部分のサービス提供まで含むものについては指定管理、単なる施設管理みたいなものにつきましては委託というようなことで使い分けはしております。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） そうすると、そこに指定管理となると、当然収益事業が入ってきますので、指定管理料のほかに使用料と利用料というのがあると思うんですが、その使用料と利用料ではまた税法上も違うのかと思いますが、その辺をどのようにしているのか、分かる範囲で結構ですが、教えてください。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをいたします。

その使用料と利用料という部分につきましてなんです、我々が指定管理料として指定管

理者に払っているもののほかに、その料金徴収も含めて委任をしておりますから、その部分においてのご質問ということによろしいですか。

それは使用料等について通常ですと、我々その設置者が上限値を設定いたしまして、その範囲内において指定管理者が個々に料金を設定するという形になりますので、例えばy o d g eですと、条例の中で宿泊料を設定しておりますから、その範囲内において、例えばその繁忙期についてはちょっと高めにします、ちょっとお客さんが少ないときには、閑散期という言い方がいいんでしょうけれども、お客さん少ないときにはちょっと安めにしますとかというのは、そこは指定管理者の裁量において行えるという形になっておりますので、そういう意味では民間ノウハウを活用した柔軟なそういう経営ができるんじゃないかなと考えております。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） そうすると、村のほうでの指定管理制度を利用している施設については全部そのような、繁忙期にはちょっと高めにするとか、それは民間、例えば乙な駅、y o d g eとか、いろんなどころあるんですけども、そっちも同じように考えていいんですか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えします。

今、私が説明したのは、分かりやすくy o d g eの例を出しましたので、これと指定管理者の考え方がありますから、必ずしも全てそういうわけではなく、y o d g eの場合について宿泊ということもありますので、当然そういう動きがありましたら、その中で経営戦略の1つとしてそういう方法も考えられるということですので、それ以外についての宿泊は行っておりませんので、そこはそれぞれの指定管理者の裁量で考えていくことなんだと考えます。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 次なんです、条例のほうなんです、条例文中に今の時代には必要であると思われる行政及び議員側と団体側との関係性を排除する旨の条文が必要と思われるんですが、行政手続法第7条に定めてある申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、との文章に照らすと、来たものについては申請を認めざるを得ないと思われそうですが、その分についてはどのように考えますか。

要は暴力団とかそういうものについての、条例には入っていないんですが、受付のほうの申請の応募要項のほうについてはうたっているんですよ、何項目も。その辺のほうについて条例に載せるような、お考えとかはないでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどちょっと答弁の中でも申し上げましたけれども、その募集要項の中でかなり詳しく項目については盛り込んでおまして、そこの中で対象としないものとか禁止事項については明確に規定しておりますので、それを条例のほうで、条例の中で規定しないのかという話なんです、条例の中だと骨格的な部分について決めていて、そういうその実際の募集とか何かの分については募集要項のほうに、いわゆる規則において定めるといような方式の中で要綱の中で定めているのが今の現状でありますので、今すぐにそれを変えるという考え方は現時点では持ち合わせておりません。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 今、やはりその整合性とかを考えると、載せているところが多いんですよね、条例のほうにも。条例だけ見ると、これだけで済むのかなというのがあるんですけども、応募要項を見ると、こんなにあるんだというのがあるので、そちらを見ないとはっきり分からないところがあるんですよ。

条例で大体が分かって、条例の中でこういうことは駄目なんだと分かったほうが一番いいのかなというのがあるんですが、それはなぜかという、その後の質問でちょっとしたかったんですが、議会の議決があったときは当該団体を指定管理者として指定するものとすると言うんですが、候補者の選定は執行機関が行って、候補者の決定は議会が行うということなんです、決定者である議会が正当な判断ができるための十分な資料となると、やはり募集要項全部を見ないと分からないというところがあるんですが、募集要項って物すごいページ数があるんですよ、応募要項の中を見ると。だからそれだけを見て、実際には決まった分ですということ、1枚なり2枚なりしか来ないので、その辺が条例として載せてもらったほうが、すぐでなくてもいいんですが、一番いいのかなと思って、この質問をさせていただいたんですが、それはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをいたします。

まず指定管理を行うというのは、指定するという部分につきまして、たくさん施設はありまして、例えば先ほどちょっと答弁をいたしました、消防屯所もそうですし、集会場なんかについても公の施設となっておりますから指定管理者になっております。

あとは、y o d g e でしたり、乙な駅たまかわでしたり、そういうのを指定管理になって

いますので、ちょっとこう種別が違う形になってきておりますので、それで例えばy o d g eとか乙な駅たまかわみみたいな施設につきましても、やっぱりそれぞれの施設の特徴がありますので、その施設に応じた個別の指定管理の募集要項を策定しなければ対応できない状況になっていきますので、そこでしっかりと細部までわたったその決め事をそこに記載をしていくというのが我々としては必要だというふうに認識しております。

ただ一方で、全ては条例に基づいて公の施設というものを指定した中で、その公の施設じゃないと指定管理の対象にはなりませんので、ですから条例で指定していくというのは当然のことですので、それをどこまで条例で規定するかということにつきましては、当然その条例の柔軟性とかという部分も当然出てくると思いますので、その辺につきましても、現時点においては今の条例の作りしておりますけれども、今議員がお話しされたような部分につきまして、例えばその対象として外すものとかという部分について、盛り込むことが妥当なのかどうかについては、研究をさせていただきたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 玉川村で結構指定管理されている公募型の指定管理されている建物とかも多いので、やはり早急にある程度、載せられる時期を検討する時期を早めていただければそれはありがたいことなんですけど、その辺は、いろんなものと加味しないといけないと思いますが、どの範囲で、載せられる予定としては、検討しますなんでしょうけれども、分かる範囲で結構なんですけど、どの辺までのやつで載せていただけるんでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをいたします。

公募型の施設、指定管理をするに当たっては、先ほどから申し上げたとおり、その施設の特徴をしっかりとらまえた上で、個別の要項をつくって募集をかけていきたいというふうに考えております。

条例にどこまで盛り込むかにつきましては、研究をさせていただくという話をさせていただきましたので、これからまさに他自治体の例でしたり、それぞれの同類の施設の条例の決め方とかいろいろあるかと思っておりますので、それについては、まずは調査研究をさせていただきたいということでお答えをさせていただきます。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） できるだけ指定管理者としても、住民としても、行政としても納得いくような方法で研究していただき、よい方向に持って行っていただきたいと思っております。

次なんです、ここに来るまでの質問だったんですが、本年の5月31日付でたまかわ未来ファクトリーなんです、株式会社というのはちょっとは除かせていただきます。3つほど会社出てきますので、インサイトの完全子会社として設立した会社が他の企業の出資、参画も得て事業の拡大に努めてきたが、経営資源の選択と集中からの観点から当初の想定を下回る状況が続き、撤退を決定したということで、最終年度の売上高3,190万、営業利益が853万円の減、純資産が238万円の減が5月31日付で出されて、それがトークンオリエンスからの役員が代表となりグループ会社となったことが発表されました。

新聞には出ていないんですが、これについては指定管理者ということなので、途中まだたまかわ未来ファクトリーについては5年間の指定期間があるんですが、3年目ということでこれが出てきてしまったということで、事実上名前は残ったと思うんですが、親会社インサイトのほうの子会社として100%子会社がたまかわ未来ファクトリーであったというところが、今回、親会社がトークンオリエンスとなったということで、株式の譲渡だけじゃなくて親会社が変わったということは、村のほうへは連絡はあったのでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをいたします。

議員、今いろいろとお話をさせていただいたとおりの経緯だというふうに私も認識しております。

村に対しましては、相手方としての代表者が変更になったという、その事象のみの報告が届出となっておりますので、我々といましては、管理運営体制に大きな変更はないというふうな認識しております。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 100%子会社から代表が変わったんじゃなくて、まるきり親会社が変わったんであるので、これは違うんじゃないかと思うんです。株の譲渡しただけだからいいとかではなくて、100%出していたところが違うので、実際には、たまかわ未来ファクトリーがなくなってしまったわけなんですけれども、それを残すために株の譲渡をしてやったと思うんですけれども、別物ではないかと思うんですよね。なので、このことに対して村としては、どう考えているのでしょうか、指定期間。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをいたします。

ちょっと質問と答弁がかみ合わなくなっている気もするんですが、我々といましては、

その相手方は変わっていないという認識なんですね。

ですから代表者が変わったという届出があったので、それを受理して、管理体制に大きな変更はないというふうな認識でいるという答弁をさせていただいております。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） たまかわ未来ファクトリーの社長が5月31日付でトークンオリエンスの取締役である中川薫さんに変わっているんですよ。インサイトについては何も残っていないので、会社としては別なものの、そこから撤退したものとなるので、トークンオリエンスが親会社になるんじゃないんですか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをいたします。

親会社はインサイトからトークンオリエンスに変わったということをおっしゃっていると思うんですが、出資者が変わっただけであって、その相手方としては変わっていないという認識でおりますという答弁をさせていただいております。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） それは多分株をインサイトから買ったということで、トークンオリエンスが100%の株を買ったということで、そういうことだと思うんですけども、子会社となったということがやっぱり経済新聞とかに出ているんですけども、そうすると、買ったものがあるからいいだろうではなくて、やはりここはたまかわ未来ファクトリーはこういうことだったんですよということをある程度、要は撤退したわけですから、本当は、事業としては。ただ残さないと次の事業ができないから変わったんですよという連絡が来たと思うんですけども、本当ならば、これは違うんじゃないかと思うんですよ。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをいたします。

未来ファクトリーという会社は存続してしまして、ですから相手方としては未来ファクトリーが相手方になっていきますので、ですから、そこで我々としては、その代表者が変わったという届けがあったという認識なんです。

その先の部分において出資者が、親会社がどうなったかということについてはなくて、契約相手方については存続していて、その代表者が変わったという届出をいただいているということです。

○議長（小針竹千代君） 8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） その考え方からすると、言葉悪いんですが、乗っ取り会社としても会社乗っ取って、名前もらっちゃって、違う人が全然やっても同じ形は取れると思うんですよ。その辺がちょっと、登記簿謄本とか見ると、ん、これは何なんだ、前に課長に相談したときに、それは株の問題じゃないですかということだったんですが、ちょっといろいろ調べたら、これちょっと株とは違うんだよなというふうなのが出てきたので、登記簿謄本としてはたまかわ未来ファクトリーがメインとしてできるだけのことがいろんなイベントにしても何でもたまかわ未来ファクトリーができるんですよ。

ほかのトークンオリエンスとかインサイトについては、経営管理だけという形なので、それは構わないんですが、それを見ると、親会社が100%出資した会社であるので、やはりそこはどのようになっているかというのをきちんと、出資者が変わっただけですよじゃなくて、要は、収益を兼ねたお金の決算をするところが変わってくるわけですから、会社としては違うんじゃないかと私は考えたんですが、これから見ると、会社法の関係からするとちょっと違うのかなと思ったので、このような質問をさせてもらったんですが、その辺はちょっと、何とも村のほうには連絡が来ていないということなので、どうしようもないと思うんですが、ただ、やはり議員のほうにもこういうふうな形になりましたよという、やはり何か一つがないと、経済新聞にあれだけ大きく出てしまうと、事業の撤退ですということが、最初もさっきも言ったとおり、当初の想定を下回る状況が続いたということをやっているわけですから、その辺をきちんと説明してもらわないと、分からないところが出てくるんじゃないかと思うんですが、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをいたします。

まず、指定管理の大きな目的といたしまして、民間ノウハウを活用して費用の抑制でしたりサービスの向上を上げていきたいと思いますし、利用者に提供していきたいと思いますという部分がありまして、それを実現するために公募をして、どういうところがいいかという部分で指定管理者として協定を結んで、今進めておりますので、現実的にy o d g eの利用については、年々伸びているということが一つありますし、しっかりとした計画をつくる中において、対前年だけじゃなくてその計画と比べてどうなのかというそういう視点でも、我々は調査もしていますしヒアリングもしています。

先ほど言いましたように、定例会として毎月担当課のほうで運営会社のほうと会議を持っていますし、我々、この幹部のほうにも毎月庁議という場において報告を受けて、そこで、

実際大丈夫なのかどうかというのをチェックも行っておりますので、我々としては、所期の目的の部分についてしっかりと今担ってもらっておりますので、特段現地において問題があるという認識はしておりませんので、これからもしっかりとそのサービスが、利用者の皆さんに対するサービスがなされますように、我々も管理してまいりたいと考えております。

○8番（林 芳子君） これも含め指定管理ってかなり難しいところもあるので、もっと研究させてもらってから、もう一度これはまた改めて登壇させてもらいたいと思いますので、今日の一般質問についてはこれで終わらせていただきます。

○議長（小針竹千代君） これをもって、8番、林芳子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休議いたします。10分間休議いたします。

（午後 1時43分）

---

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時53分）

---

◇ 佐久間 福 男 君

○議長（小針竹千代君） 次に、3番、佐久間福男議員の発言を許します。

〔3番 佐久間福男君登壇〕

○3番（佐久間福男君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告してあります内容についてお伺いします。

質問1、福島空港周辺にある施設の現状と今後の取組について。

現在、村のにぎわい創出事業として、森の駅y o d g e、乙な駅たまかわや各種イベントの開催を含め、様々な取組の効果などにより、徐々に人のにぎわいを感じてきているところ  
です。

今後、持続的ににぎわいが保てるよう、既存の空港周辺にある施設にも目を向け、働きかけ、改善等に取り組み、環境改善が必要と考えます。

利便性の向上を図ることにより、さらに多くの方々に来ていただけるようになると期待し

ます。

進化・成長していく観点から、次の点についてお伺いいたします。

(1) 野外活動エリア施設について、近年のアウトドアブームで野外活動のできる施設の需要はあると考えますが、利用者数が減少しているように個人的に感じています。施設管理者の県に対し、利用者増に向けた施設の改善などの働きかけはされているか。

(2) MTBスキルパークたまかわの現在の利用状況、施設周辺の整備、維持管理の取組について。

(3) 道の駅たまかわの施設周辺の整備、景観の改善、イベント開催についてお伺いします。

続いて質問2、スポーツ、文化・芸能振興の取組について。

近年の少子高齢化社会、生活形態の変化に伴い、年々団体活動への関心が薄れている中において、現在活動されている団体へ活動しやすい支援が必要と感じます。

今後、持続的に活動しやすい環境づくりや若手のコミュニケーションツールとして取り組んでいかなければならないと考えます。活力ある、元気なたまかわ村づくり・人を育む村づくりの観点から次の点についてお伺いします。

(1) 各種団体への支援の状況として、①各種振興助成金（国・県を含む）、②として、村所有のバスの利用、③指導者育成についてです。

(2) 新規事業計画として、①として、地域交流（人と人との出会える場の確保）、②として、将来を見据えた事業の展開についてお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 3番、佐久間議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の福島空港周辺にある施設の現状と今後の取組についてであります。1点目の福島空港公園内野外活動エリアにおける施設改善等の県への働きかけにつきましては、本公園は、福島県が管理するレクリエーション公園として村内外の多くの方が利用しており、エリア全体に四季の花木が植えられ、四季折々の自然を楽しみながらの散策や広場でのレクリエーション、さらにはアウトドア活動としてバーベキューが楽しめる施設などが整備されてお

ります。

村といたしましては、本年9月に内堀知事が来村された際に、村民をはじめ村外からも多くの方が訪れる公園として利活用されるよう、キャンプやサイクリングなどアウトドア活動ができる仕組みづくりを要請したところであります。

今後も引き続き、県への要望も含め協議を重ね、公園の効果的な活用に向けて取り組んでまいります。

3点目の道の駅たまかわにつきましては、平成8年に玉川村生産物直売所として設置し、その後、平成18年8月に道の駅として登録されました。

平成26年3月には駐車場の拡張工事を行い、大型車を含めた64台分の駐車スペースを確保したところであります。

また、平成30年3月には、道の駅たまかわに隣接する玉川村農産物加工施設の整備やトイレの移転新築など、多くの皆様に利用していただけるよう整備を進めてまいりました。

今後の取組については、現在、駐車場内に設置している電気自動車のEV充電設備を20キロワットタイプから50キロワットタイプのより高出力のものへ今年度中に更新することとしており、利用される方々のニーズに対応してまいります。

次に、2つ目のスポーツ、文化・芸能振興の取組についてであります。1点目の各種団体への支援状況につきましては、村内の各スポーツ団体並びに文化団体に対しましては、村スポーツ協会や文化団体連絡協議会を通して、団体の運営補助や大会等の参加補助を行っております。

なお、国や県等においても、スポーツ、文化活動の振興を目的とした補助事業等も整備されておりますので、補助目的に合致した事業を実施する際には、それらの支援メニューを活用できるよう、PRパンフレット等により周知を行っております。

村所有バスの利用については、これまでも市町村対抗軟式野球大会や市町村対抗ソフトボール大会に玉川村代表として出場するチームより村所有バスを利用したいとの要望を受け、一定の利用基準等を設けながら、今年度、試験的に村所有バスを使用することとし、実際の利用状況の確認や課題等の洗い出しなどを行っております。

今年度、試験運用してきた中で確認された課題や問題点等を点検し、来年度の運用について検討してまいりたいと考えております。

指導者の育成については、現在のところスポーツ少年団の指導者に限り、認定に係る講習会費用の一部を村からスポーツ協会を通して補助しておりますが、今後は、中学生の部活動

の地域移行も進むことが見込まれることから、指導者の育成に関する調査研究を行ってまいりたいと考えております。

地域スポーツ、文化活動の振興については、村民の健康増進や生きがいがいづくりにもなりますので、村として今後とも積極的に支援してまいりたいと考えております。

2点目の新規事業計画につきましては、これまで地域交流の場の確保として、村では、村民球技大会や少年球技大会等のスポーツイベント、文化祭や芸能発表会、生涯学習事業等の文化活動、花いっぱい運動等のボランティア事業を通して、地域の方が出会い、交流が促進される場を創出してまいりました。

近年、急速に進展する少子高齢化の影響等もあり、村内におきましても、地域の連帯感やつながりの希薄化が懸念される状況にありますので、今後は、より人と人が交流を図れる事業が重要になってくるものと考えております。

現在、令和7年度の予算編成の時期となっておりますので、次年度以降につきましては、今後の少子化、人口減少社会を見据えた新規事業を検討してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、関係課長から答弁させていただきますので、ご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） お答えいたします。

1つ目の福島空港周辺にある施設の現状と今後の取組についてであります。2点目のMTBスキルパークたまかわにつきましては、本施設は福島県が所有している福島空港未共用地を村が借用し、サイクルビレッジたまかわ事業において活用しております。

本施設は、岩法寺地区の協力を得て、令和4年度に社会実験を行い、事業の有効性や地域との連携、収支シミュレーション等を検証した上で、令和5年度から民間事業者と連携した活用をしております。

現在の利用状況については、令和6年4月から11月末までの利用者数は210名となっており、対前年比150%程度であります。

増加の理由としましては、11月に開催したイベントにおいて、自転車メーカーやキッチンカー事業者などの民間事業者とタイアップし、約110名の来場があり、多くの方に活用いただいたことが挙げられます。

一方、定期的な開放日につきましては、夏季期間中において、猛暑や天候不順などにより利用できないことが多い状況でありました。

利用者は、村外からの利用が全体の9割であり、10歳未満の子供から60代までの幅広い年

齢の方々にご利用いただいております。

施設周辺の整備につきましては、本施設から続くトレイルコースとして2つのコースを整備しております。

また、維持管理については、村と民間事業者が連携して、草刈りや樹木の伐採、コースの整備等を行っております。

○議長（小針竹千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） お答えいたします。

3点目の道の駅たまかわにつきましては、景観の改善については、現在、株式会社こぶしの里と管理業務委託契約を締結しており、施設周辺の清掃業務や除草作業等を含めた環境整備作業を行っております。

今後も訪れる方々が、気持ちよく道の駅としての施設を利用できるよう環境整備に努めてまいります。

イベントの開催につきましては、道の駅たまかわとしましては、毎年、福島空港で行われております道の駅・空の駅まつりに参加出展しており、村の特産品を出品するなど魅力の発信に努めております。

また、道の駅の施設内にはチャレンジショップのおにぎり専門店も併設されております。また休日などには屋外テントによる出店などのイベントも展開するなど、にぎわい創出の場としての役割も担っております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） それでは、質問1の①野外活動エリア広場について再質問をさせていただきます。

エリア広場敷地内の環境整備については、よくされていると感じています。そんな中ではありますが、利用されている人が個人的には少なく感じています。シーズン中、近年の猛暑の影響もあり、既存の備付けテーブルに屋根などをつけ、暑さや雨などの対策を進め、利便性の向上を図ることで、利用者の拡大が見込めるのではないかとこのように考えますが、お伺いします。

○議長（小針竹千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの佐久間議員の再質問にお答えいたします。

暑さ対策の観点等から屋根等を設置してはとのご質問でございます。

確かに近年のこの猛暑とかを考えると、屋根の設置は大変有効でありますし、また雨対策としても有効であるというふうに考えております。管理者はあくまでも県でありまして、福島県都市公園緑化協会等のほうで管理運営も行っておりますので、そのようなご指摘、ご要望があったというようなことはお伝えしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） ぜひ、有効と考えるので、働きかけのほうをよろしく願います。

同じく再質問させていただきます。

施設を利用するに当たり、業務負担にはなってしまうのですが、利用窓口を現在、空港事務所ばかりではなく、村に設けてはというふうに考えます。なぜならば、身近に感じることで村内の利用者がもっと現在よりも増えるのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

窓口を村のほうでも担ってはどうかというようなご質問かと思っております。

確かに申込み等する窓口が複数になることは、利用者にとって大変有効であるというふうには考えますが、現在の管理運営からしますと、現時点での施設の利用の可否であったり、予約の状況というものを村のほうと共有するというようなシステムができておりませんので、そういったところがまず最初の整備かなというふうに考えますので、その辺について県並びに、先ほども申し上げましたとおり、福島県の都市公園緑化協会のほうと情報の共有を図って進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） こちらも併せて働きかけのほうをお願いします。

私も空港広場につきましては、当時、子供が小さかった頃、スポ少などをやりますと、大会等があって、イベントとして施設を使い、焼肉、バーベキューなどをやった経緯もあります。

身近に利用できる窓口がありますと、本当にこう、すぐ、じゃ頼んで使えますよというふ

うに、準備したりとかできますので、ぜひよろしくお願いたします。

同じく再質問をさせていただきます。

いろいろなイベント開催されているというのは認識しております。

そこで、この野外活動広場のエリアで、野外ならではのイベントなどを開催してはというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 佐久間議員の再質問にお答えいたします。

野外活動エリアでのイベント等を開催してはというようなことでございます。

現在、野外活動エリアを活用しまして、村といいますか、元気スポーツクラブのほうでウォーキング大会等を開催しております、そのコースの中に当エリアを組み入れて実施しております。毎年多くの参加者でにぎわっているというような状況であります。

また、そのエリアの中にあります野外活動広場、こちらバーベキューとかできる広場がありますが、私も個人的に以前使用したことがございます。ただ、コロナ禍に入ってから利用の中止がされていたようであります。

多分昨年9月頃に利用を再開したというようなことありますので、この施設、バーベキュー等するには大変設備も充実しておる施設であるというふうに認識しておりますので、村のほうとしましても、施設利用に向けたPR活動等をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 重ねて働きかけのほうをよろしくお願いをいたします。

続きまして、②の再質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中で利用数のほうの答弁がありました。もっと利用数を増やすための現在、施策計画などありましたらば、お教えてください。

よろしくお願いたします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） MTBスキルパークたまかわにつきまして、利用も増えてきている状況だということでございます。

ただ、来てくださる方が我々の目的からすれば、村外の方9割というのがいいことではあるんですが、もっともって村内の村民の皆様の利用を促進したいとも考えておりますので、

生涯学習担当課とも一緒に検討していきながら、村民の利用を伸ばしていければと思います。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） まだまだ改善をしていきますと、利用が増える可能性がありますので、よろしくお願いします。

それに絡みまして、再質問させていただきます。

私は住んでいるのが近いこともありまして、なるべく足を運ぶようにしているんですけども、当然、野外施設でありますので、現状を見ますと、今現在はすごく整備されている感じがするんですが、時がずれたりなんかしますと、支障木でしたりとか雑草関係が茂っているというふうに感じています。

こちらにつきましては、答弁の中にもありましたけれども、岩法寺区につきましては、行政の行事としまして、年1回、6月の下旬頃に合わせて施設内の草刈り等をしているんですけども、当然1回だけではその広い敷地を環境を保てるということではありませんので、数回定期的に管理をしていかないとなかなか維持できないというふうな状況ではあるかと思えます。こちらも当然、来ていただくためには景観をよくして、どうぞ来てくださいというふうな感じが必要かというふうに考えますが、整備についてお伺いします。

よろしくお願いします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 支障木等たくさんあることは認識しております。これまで村としましても、福島県や岩法寺区、民間事業者と連携して伐採等を行ってきたという経緯があります。

大自然に囲まれた施設ですので、すぐ生えてしまうというのが現状でして、今後も連携しながらやっていきたいとは思いますが、なるべく福島県のほうにも回数について増やしていただくとか、そういった要望も踏まえてやっていきたいと思えますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） ぜひ、よろしくお願いいたします。

続けて再質問になります。

今、利用が増えてきているというふうな答弁の中で、今後イベント及び大会などの開催で多くの人が見込まれる場合の対応、現在使用しているトイレは仮設トイレを使用しているようです。それを併せて今後どうするか、過去にも大会等で利用者から声が多分上がったか

とは思いますが、移動販売車があったら便利だねというふうな話がありまして、多分そのときにキッチンカーですとかそういった対応をされたと思います。

そこで、皆さんが多分望まれているのは、ちょっとした飲物でしたりとか、多分そういった要望関係もあったのかなというふうにお察ししています。

今、結構、移動販売車はキッチンカーばかりではなく、そういったちょっとした飲食関係のものの移動販売車というのもありますので、そちらのほうの利用をしてはどうかというふうに考えますが、併せてお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） 議員ご指摘のとおり、そういった形で対応はさせてもらっております。まず、スキルパークたまかわで一番ネックとなってくるのが水の問題がございす。これは当時、実証中も岩法寺区長様にご相談したという経緯がありますが、なかなか引くことが難しいというような現状です。今は1つ民間事業者のほうで仮設トイレの設置をしており、そのタンクに使うたびに水を入れてという形で対応しております。くみ取りのほうも民間事業者のほうでやっているというような状況でございます。

飲物等キッチンカーにつきましては、以前に、玉川村でもキッチンカー事業をやっていた時期がありまして、村に非常に来やすい環境づくりというのがキッチンカーについてはできていると思っております。キッチンカーも入って飲物等を売るといこともしており、そういった販売等も含めていろいろやっていければ、もっと集客できるものと考えますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） やはり多く人が集まりますと、一番はトイレかなというふうに考えますので、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、③道の駅こぶしの里についての再質問に移らせていただきます。

空港道路沿いのこちらにも環境整備関係の話になりますが、支障木が大分道路側のほうに茂っている、かぶさっているような感じになっています。

特に、こぶしの里周辺、ポートピアに行く信号機の手前から村道中-16号線のくらいからだ一っと支障木が道路のほうにかぶさっているというような状況もありまして、そちらにつきましては、今年行われました村の村民懇談会の中でも、支障木ということについては意見として出ておりましたが、そのときですとお盆近くにやる予定ですという話もありましたが、多分、実施されていなかったかなというふうに記憶しております。そちらについての働

きかけの状況についてお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（高林浅輝君） 佐久間議員の再質問についてお答えいたします。

福島県が管理している福島空港西線、こちらの支障木、また、歩道沿いの雑草の伐採等に働きかけをしているのかでございますが、これまでも福島県が管理している路線については、会議等機会があるごとに要望しております。

また、最近ですと、11月下旬に開催されました国と福島県土木部との意見交換会の中でも土木部の担当者へ、今後もきめ細かな道路の維持管理をお願いをしてきたところでありまして、県の担当者からも、歩道を含めて道路が安心・安全に通行できるように、今後も草刈りや支障木の伐採等の維持管理費の充実を約束していただきましたので、引き続き村も要望してまいりたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） それでは、引き続き、働きかけ並びに約束したということで期待をしております。

続けて、再質問をさせていただきます。

こぶしの里への出荷品、生産物を運搬される生産者、利用者からも声があるんですけども、現在は空港イベントやにぎわい創出事業、村主催のイベントの効果も見られ、こぶしの里へも多くの方がこられている状況と、中-16号線開通に伴い、中学生の送り迎えなどの利用頻度が増えている環境下で、冬場シーズンについては、施設前の道の駅こぶしの里の道を指しています。道路が山林等の影響を受け、凍結、圧雪な状態が続き、利用する際、大変危険だと思っております。この改善策などの考えはあるか、お伺いします。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（高林浅輝君） 佐久間議員の再質問についてお答えいたします。

県道の部分についてですが、道路脇の山林の木などの影響によりまして、特に冬場、日陰となり、雪が解けにくく、凍結の恐れがあり、危険であり、その改善策につきましては、県道が日陰となり、雪が降った際に路面の凍結等、危険であることにつきましては、特に、こちら道路が北向きとなっておりますので、のり面の木が影響し、かなりの日陰になっているということでございますので、こちらも先ほどの1点目の部分と同じく、福島県に状況をお伝えしながら、どのような方向がいいのか、要望をしてまいりたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 関連しての再質問になります。

やはり今、答弁にもありましたように、危険ということは当然、私たちも共通して認識しているところで、やはり今までは大丈夫だったというところではなくて、今後、交通の安全面から改善策を進めていかななくてはいけないという観点から、向かいの山林、要は村の有地になっているかと思うんですが、そちらの部分でも伐採するというふうな対応策というのは考えているかどうかお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 地域整備課長。

○地域整備課長（高林浅輝君） 佐久間議員の再質問についてお答えしたいと思います。

道路の状況が悪く危険であり、交通の安全面から、改善策として村有地の山林の伐採も含めて何か対応策はあるのかにつきましては、道の駅たまかわ、こちらの道路の部分は主に県道になっているんですが、その県道に隣接している山林が高いということで、また道路も北向きのため、冬場も降雪の影響により、なかなか雪解けされず、凍ってしまうということもありますので、その村有地につきましてはの伐採も、ちょっと年間を通してというか、これからどういう状況で、暗かったり安全面について検証していきながら、何が一番いい方法で安全に通れるのかというような対応策を考えていきたいと思えます。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 道の駅に行きますと、ちょうど道路側に向かって見ますと、山林が茂っているというところで、景観にも有効と考えますので、ぜひご検討いただいて進めるような形でよろしくをお願いします。

同じく再質問させていただきます。

先ほどからイベント、イベントとうるさいように聞こえますが、道の駅こぶしの里でも今後、関係機関を含めてお互いに協力し合いまして、その敷地内でのイベントの頻度を上げてはどうかと、ほかでやっているのも当然認識しておりますし、また、昨日、こぶしの里の報告会ありましたけれども、外もありますが、本当の近いところでのイベント、そこに行くと必ず何かやっているといって、利用者があそこに行くといつもこんなことやっているんだよねなんていう、ちょっとしたささやかな催物、イベントがあれば、次につながっていくのかなというふうに考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 佐久間議員の再質問にお答えいたします。

道の駅におけるイベントの開催ということでございます。

ちょっと大きなイベントになりますけれども、コロナ禍前までは、秋にうまいもの祭りですとか収穫祭というものを毎年開催しておりました。こちら大変盛況でございまして、駐車場に入り切れない車がかなり出るというような状況でありましたが、コロナ禍以降、そういったものがずっと中止の状態が続いております。

つい最近、こういった件について話す機会がありまして、次年度以降に復活させたいというような要望もあるようですので、ぜひとも復活させていただきたいというふうに、村のほうでも働きかけしていきたいと考えております。

また、加工施設もございますし、出荷者とかのそういう団体もございますので、そういった方々によるイベントの開催というものも考えられます。

これら全てにぎわいづくりへとつながっていくようなイベントになりますので、村のほうとしてもぜひ支援しながら、そういったイベントを開催していただけるような環境づくりも含めて支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） ぜひ再開と実現と支援ということでよろしく申し上げます。

続いて、質問2の再質問に移らせていただきます。

まず初めに、各団体への支援補助につきましては、答弁の中にありました。しかしながら、一般利用者の方からしますと、どういった補助金各制度、補助金制度ですね、そういうのがよく分からないという声を聞きます。何とか分かるようにならないですかねというふうな声がありました。こちらにつきましては、スポーツ、文化などもっと分かりやすく皆さんに周知するというふうなツールの中で、各種助成金制度の項目をホームページなどで分かりやすく分類し、閲覧しやすい状況、環境づくりなどがあればいいんじゃないのかなというふうに考えますが、お伺いします。

○議長（小針竹千代君） 公民館長。

○公民館長（小針達夫君） ただいまの佐久間議員のご質問にお答えいたします。

公民館といたしましては、現在、村内のスポーツ団体や文化団体への補助金につきましては、村のスポーツ協会や文化団体連絡協議会で加盟している団体に対する補助金でございますので、これまで村のホームページに掲載してこなかったという経緯がございます。今後はそういった情報につきましても、村のホームページへの掲載を検討していきたいと思っております。

また、国や県などの補助金につきましては、一般の団体が活用できる補助金制度、こういったものもございますので、公民館窓口へのパンフレット設置だけではなくて、村のホームページ、公民館のSNSなども活用した情報発信をしたいと思います。

なお、その際には、議員からありましたとおり、村のホームページの担当係と調整しながら、閲覧しやすくなるような工夫をして、情報発信のほうに努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） ぜひ、冒頭にもお話ししましたけれども、だんだん団体活動が低迷してきているような状況でもありますので、そういった利用しやすい制度がありましたらば、利用しやすいのかなというふうに考えますので、ぜひよろしく願いいたします。

続けて再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、バス利用の再質問になります。

答弁で今年度、市町村対抗ソフトボール、軟式野球大会出場チームに対し、試験的に利用していただいたとの答弁がありましたけれども、今後、利用対象者団体の範囲を拡大していく考えはあるか、お伺いします。

○議長（小針竹千代君） 公民館長。

○公民館長（小針達夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度、実施してきました試験運用につきましては、様々な課題が出てきましたので、これから、今年利用いただいた各団体の代表の方、公民館事務局などと、それらを検証していきたいと思います。

答弁にもありました課題、問題点等を解決することができれば、来年度、本格運用をしていきたいと考えております。今後の利用対象範囲の拡大ということでございますが、こちらにつきましては、他の団体の要望も踏まえながら、利用対象の範囲を拡大することができるのかなども含めて調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 拡大の範囲の中で、まだまだ利用したいという団体もおられるかと思っておりますので、ぜひこちらのほうも前向きに検討のほうをよろしく願いいたします。

続いて、指導者育成についての再質問になります。

今年の村民懇談会の場において、教育長より丁寧な説明、感触のよい説明がありました。

今後、部活動の地域移行を進める中、その分野、スポーツ、文化、芸能に関わる指導者育成も重要になってくると思われ、それらの支援についてどのように考えているかお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 公民館長。

○公民館長（小針達夫君） ただいまのご質問にお答えします。

公民館といたしましては、村内のスポーツ、文化団体につきましては、積極的な活動が行われているところがございますので、現在のところ、指導者の育成は各団体の取組を尊重しているところがございます。

中学校の部活の地域移行につきましては、村内で活動しているスポーツ団体や文化団体が受皿となり得ると考えておりますが、そういった団体等と意見交換を図りながら、受皿となる団体等をどのような形で支援していくのがよいか、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 今後指導するというふうに当たりましては、必要な資格等の取得も必要となろうかと思っておりますので、そちらのほうの支援のほどもよろしくお願いをいたします。

続いて質問2の②、新規事業計画についての再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、少子高齢化の影響もあり、人口減少社会が進んでいく中、既存の交流事業で今後継続が困難になるものがあるか、ある場合には、事業内容の見直し等を現在検討しているかどうかをお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 公民館長。

○公民館長（小針達夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ここ一、二年で継続が難しくなるような事業はございませんが、一部の事業については、少子化や高齢化などにより、今後、事業の見直しが必要になってくると思われるものがございます。

具体的には、少年球技大会であったり花いっぱい運動事業であったり、少子化や高齢化などの影響が出てきている事業がございます。

現在の事業内容で継続が難しくなると考えられる事業につきましては、実情に合うよう、随時事業内容の見直しを行いながら、継続して事業を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 続けて再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、今後の少子化、人口減少社会を見据えた新規事業を検討するとのことですが、現時点で検討されているものなどありましたら教えてください。

○議長（小針竹千代君） 公民館長。

○公民館長（小針達夫君） ただいまのご質問にお答えします。

公民館といたしましては、比較的若い方の公民館事業の参加が少ないという現状がございますので、若い方が楽しく参加し、学びながら交流を深められるような生涯学習事業を定期的に実施できないかというところで現在検討してございます。

また、既存事業につきましても、進行していく少子化、人口減少社会に合うように、随時事業内容の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） ただいまの答弁の中にありました、若い人を取り込むといった事業は有効的と考えますので、ぜひ前向きに検討のほうよろしくお願いします。

最後の再質問になります。

冒頭にも述べさせていただきましたが、年々団体活動への関心が薄れてきている中で、特にコロナ禍以降、加速感を感じているところです。

それぞれの分野では事業が行われ、交流が図られておりますが、地域交流、例えば各行政区が一堂に会し、多世代間参加での事業があれば、人と人との交流が生まれ、次に反映されていくのではと考えます。

答弁の中でもありましたように、交流が生まれる事業が重要と考えていることから、コミュニケーションの強化、基本方針、主要事業の観点から実施されるのであれば、早い時期と考えます。

昨日行われました中学生みらい議会の一般質問の中でも、地域、地区の人と触れ合えるイベントについてとありました。共通的な内容で感銘を受けたところでもあります。今の時代だからこそ大事な事業と考えます。このことについて考えをお聞きします。

よろしく申し上げます。

○議長（小針竹千代君） 公民館長。

○公民館長（小針達夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

さきの答弁でもありましたが、これまで公民館としましては、村民球技大会であったり少年球技大会、村民文化祭や芸能発表会などの事業により村民の皆様の交流促進を図ってまい

りました。

現時点におきましては、村民の交流を主目的とした新しい事業計画はございませんが、既存事業につきましても、さらに村民相互の交流が図られるよう、実情に合わせた事業内容の見直しを行いまして、村民の交流促進、地域コミュニティの強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 引き続き、村のにぎわい創出事業、活力ある元気な玉川村づくり、人を育む村づくり、選んでもらえる村づくりに創意工夫で進化しなければならないと考えています。

以上で質問を終わります。

○議長（小針竹千代君） これをもって3番、佐久間福男議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 堀 越 美 保 君

○議長（小針竹千代君） 次に、2番、堀越美保議員の発言を許します。

2番。

〔2番 堀越美保君登壇〕

○2番（堀越美保君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました内容について質問させていただきます。

子育て支援施策について。

今年10月から児童手当の受給者が大幅に拡充され、高校生を持つ保護者に対しても支給されることになったことは直接的な経済的支援となり、大変喜ばしいことであります。

我が玉川村におきましても、たまかわっ子誕生祝金やたまかわっ子子育て給付金など、3歳未満の子供を持つ世代に対しては手厚い支援策がありますが、中学生までの給食費補助以降は村独自の高校生に対する支援策がないのが現状であります。

県のデータ、市町村独自の次世代育成支援対策事業について、令和6年度調査結果及び自主調査では、小中学校、高校入学時の祝金や高校生に対する通学補助金など独自の支援策をしている自治体が福島県内で18市町村ありました。女性から見たまちづくり研究会において

もそのような要望がありました。村長も子育て支援策に力を入れたいとの発言がありました。

子供を持つ家庭に村内に住み続けてもらうため、そして、子育て世帯に移住してもらうきっかけにもなるのではとも考えられますので、新たな子育て支援対策について、村長の考えを伺います。

- 1、たまかわっ子子育て支援給付金を創設した経緯について伺います。
- 2、小学校や中学校、高校入学時の門出時に入学祝金等の支給ができないか伺います。
- 3、高校生に対する通学補助金の支給はできないか伺います。

以上よろしく願いいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 2番、堀越議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援施策についてであります。1点目のたまかわっ子子育て支援給付金を創設した経緯につきましては、本村では平成28年度より家庭における子供の健やかな成長を願い、子育てを支援するため、児童を養育している保護者にたまかわっ子子育て支援給付金を支給しております。

対象者は村内に住所を有する3歳未満の子供を養育している保護者で、さらに保護者が継続して1年以上本村に住所を有し、現に居住している方で給付額は1か月につき児童1人当たり5,000円となっております。

本村も含めて全国的に少子化、人口減少が喫緊の大きな課題となっております。出生率が低下する要因は、若者の結婚、出産を希望する人の減少と考えられており、これは経済的な不安も一因であると思われま。

そのため、若者の経済的基盤を安定させることにより、子供が健やかに育ち、さらには子供を産み、育てる方が誇りと喜びを感じることのできる社会を実現するため、本村独自で新たな給付金制度を創設したところであります。

2点目の小学校や中学校、高校入学時の入学祝金等の支給につきましては、現在、本村においては、子供の誕生を祝福し、子育てを支援するため、たまかわっ子誕生祝金として、村独自で第1子10万円、第2子20万円、第3子50万円をそれぞれ支給して、子育て世帯の経済的な支援を行っております。

議員ご質問の各小中学校や高校の入学時など、人生の節目で門出に祝金等の支給については、村としてもこれまで検討を重ねてまいりましたが、本年8月、第7次玉川村振興計画策定の基礎資料とするため、村民に対して行ったアンケート調査の設問の中に、現在のたまかわっ子誕生祝金の支給方法を追加いたしました。

具体的には、本村は振興計画に基づき多岐にわたる子育て応援施策を展開し、他市町村と比較しても充実した子育て支援を行っていることから、既存の支給額は変更しない前提として、現在行っている出生時の一括給付金について今後どのようにしたらよいかという設問に対し、10代から80代以上の全ての世代で、現状どおりとの回答が過半数を占める結果となりました。特に、子育ての中心世代と思われる30代においては70%以上が現状どおりとの回答でした。

この住民アンケート調査の結果を踏まえ、再度検討した結果、調査結果を尊重して、現状どおり誕生時に一括支給することといたしました。これにより、現時点においては、入学時等への支給は考えておりませんが、今後、住民の皆様から節目等での支給を望む声が多くなった場合は、基本的にはトータル的には支給額の範囲内で柔軟に対応してまいりたいと考えております。

3点目の高校生に対する通学補助金の支給につきましては、玉川村の生徒の進学先のほとんどが全日制高校で郡山市や須賀川市、石川町等への通学となっており、その方法はJR水郡線や福島交通バスなどの公共交通機関の利用のほか、保護者の送迎や自転車通学等であり、通学に要する費用も様々な状況にあります。

子育て支援については、その充実を図るべく、財政的支援、人的支援の両面から各種施策に取り組んでおり、管内町村等と比較してもトータルとして充実した支援策となっていることから、現在、本村独自の高校生に対する通学補助を行っておりませんが、今後、他市町村の施策も参考にしながら、子育て支援策全体の中で調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 2番、堀越美保議員。

○2番（堀越美保君） それでは、再質問させていただきます。

たまかわっ子子育て支援給付金について、なぜ3歳未満という設定で創設されたのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） 堀越議員の再質問にお答えいたします。

たまかわっ子子育て支援給付金、こちらの支給対象を3歳未満とした理由につきましては、令和元年10月から子ども・子育て支援法の改正によりまして、3歳以上の幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たちの利用料が無償化となりました。

本村は改正に先立ちまして、平成28年度より認定こども園たまかわクックの森において無償化及び軽減措置を実施いたしましたので、無償化の対象とならない3歳未満の子供を対象としたところでございます。

○議長（小針竹千代君） 2番、堀越美保議員。

○2番（堀越美保君） 子育て期間、3歳未満の方ということだったんですが、子育て期間は、実際はもっと長いと思いますので、ぜひ対象範囲、対象年齢の拡大を検討していただきたいと思いますが、村の考えはいかがでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂本 敬君） 堀越議員の再質問にお答えいたします。

たまかわっ子子育て支援金の対象範囲の拡大ということでございますが、こちらのたまかわっ子子育て支援金の拡大につきましては、先ほどの村長の答弁のとおり、本村は多岐にわたる子育て支援を行っておりますので、現時点では対象範囲の拡大は検討しておりませんが、子育て環境を向上させるためには必要な施策であることは十分認識しております。

給付金事業を開始いたしました平成28年度の支給人数は361人で741万円を支給しておりましたが、少子化が進んでおりまして、昨年度の実績と比較いたしますと、支給人数、支給額ともに約2割減となっております。

一方で、近年の物価上昇や生活物資の高騰に伴いまして、子育て世帯が直面する経済的な負担は増大している状況にあります。

子育て世帯の経済的な負担を軽減して、安心して子育てができる環境を整えることが求められておりまして、給付金の対象範囲の拡大や支給額の見直しを行うことも選択肢の1つであることは十分理解しております。

村としましても、持続可能な子育て支援を行うために、国や県等の新たな補助金の活用、さらに財源の有無等を含めて調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 2番、堀越美保議員。

○2番（堀越美保君） 研究していただけるということなので、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、2つ目の質問について再質問させていただきます。

誕生祝い金の支給方法について、アンケートの結果、よく分かりました。入学祝金など節目の給付について、住民から給付を望む声が多くなった場合、柔軟にご対応いただけるとのことでした。

小中高校の入学時には、学用品の購入などで出費が多く、助成を望む声が多いです。誕生祝金とは別に入学祝金の支給をご検討いただけますでしょうか、お伺いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 堀越議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁をさせていただきました。そして、ご質問の中にもありましたように、女性から見たまちづくり研究会の皆様方と私も実際に意見交換をする中において、やっぱりその入学時とかなんかについてはお金が必要となるので、そういうところの支援をいただけるとありがたいという話をしっかり承りましたし、ただ、その際には、プラスという部分はなかなか厳しい部分もありますので、やっぱり今一括してお祝い金として出している誕生祝金の部分についての分割支給という方法がやっぱり1つの方法としてはあり得ますよねという話もさせていただきました。

どちらにするかという部分を本当に担当課ともいろいろ議論した結果として、じゃ、村民の皆様方のお声を聞いてみようということで、アンケートを実施したところでございまして、我々はどちらかといいますと、一時金で頂くよりも、そういう節目でもらったほうがいいんじゃないかという回答が多いのかなというふうな想定をしておったんですが、逆に、やっぱり一時金として頂いたほうがよいというような声が多かったということでありますので、その結果を踏まえた上で、再度検討した結果として、現状維持でいきたいという結論を出させていただきました。

先ほど答弁したとおり、こういう制度とか何かということについては、それがゴールではありませんし、ゴールはありませんから、常に時代に合ったものに見直すことは当然だと思いますので、ただ、前提としましては、今、玉川村の子育て支援というのは、他市町村と比較しても、本当にそれなりの充実した内容になっておりますし、予算的にも当初予算ベースですと5億2,000万ぐらいの予算を組んでいますので、ですから、まずはその枠組みの中でどういうその在り方ができるのかという部分については、今後いろいろと検討してまいりたいと思いますが、なかなかプラスとして、誕生祝金を祝金として支給しておいて、さらに入学祝金という部分についてはなかなか難しいと思います。

トータルとしての検討とさせていただきたいと、現時点では考えています。

○議長（小針竹千代君） 2番、堀越美保議員。

○2番（堀越美保君） 決まっている予算の中で、どう支給していくかというところはやはり大変だと思いますが、通学補助金についても調査研究していただけるということでしたので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小針竹千代君） これをもって、2番、堀越美保議員の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問は本日は6名をもって終了とし、残りの2名については、あしたの再開後に行うことといたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小針竹千代君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時06分）